

令和4年度第5回御船町議会定例会（9月会議） 議事日程（第5号）

令和4年9月15日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 認定第 1 号 令和3年度御船町一般会計歳入歳出決算について
- 第 2 認定第 2 号 令和3年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 3 認定第 3 号 令和3年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 4 認定第 4 号 令和3年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 5 認定第 5 号 令和3年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 6 認定第 6 号 令和3年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 7 認定第 7 号 令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 8 認定第 8 号 令和3年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について
- 第 9 議案第14号 御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第15号 御船町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第16号 御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第17号 財産の取得について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 番 中 城 峯 雄 君 | 2 番 井 藤 はづき 君 |
| 3 番 宮 川 一 幸 君 | 4 番 福 本 悟 君 |
| 5 番 田 上 英 司 君 | 6 番 増 田 安 至 君 |
| 7 番 森 田 優 二 君 | 8 番 岩 永 宏 介 君 |
| 9 番 福 永 啓 君 | 10 番 田 上 忍 君 |
| 11 番 藤 川 博 和 君 | 12 番 清 水 聖 君 |
| 14 番 池 田 浩 二 君 | |

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 安田 哲也 君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長	藤 木 正 幸 君	副 町 長	宮 本 正 君
教 育 長	上 杉 奈緒子 君	総 務 課 長	野 口 壮 一 君
企 画 財 政 課 長	本 田 隆 裕 君	町 民 税 務 課 長	畑 野 英 樹 君
福 祉 課 長	西 本 和 美 君	こども未来課長	沖 勝 久 君
健康づくり保険課長	作 田 豊 明 君	農 業 振 興 課 長	井 上 辰 弥 君
商 工 観 光 課 長	河 地 克 敏 君	建 設 課 長	島 田 誠 也 君
環 境 保 全 課 長	鶴 野 修 一 君	会 計 管 理 者	田 中 智 徳 君
学 校 教 育 課 長	本 田 恵 美 君	社 会 教 育 課 長	緒 方 良 成 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

ここで、議員皆様をお願いします。質疑においては、原則として1件につき3回までしか質疑ができないようになっていきます。簡潔明瞭に御発言いただき、スムーズな議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。執行部におかれましても、簡潔明瞭な答弁に努めていただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 認定第1号 令和3年度御船町一般会計歳入歳出決算について

○議長（池田浩二君） 日程第1、認定第1号、「令和3年度御船町一般会計歳入歳出決算について」を議題とします。

6款、商工費について説明を求めます。

○商工観光課長（河地克敏君） それでは、6款、商工費の説明をさせていただきます。決算書の190、191ページをお願いします。6款、1項、1目、商工総務費。支出済額3,881万

2,963円です。192、193ページをお願いします。主な支出は27節、繰出金で、緑の村運営事業特別会計繰出金、合計で818万7,000円です。次に、1目、商工総務費繰越明許。支出済額401万5,000円です。主な支出は緑の村運営事業特別会計繰出金になります。

次に、2目、商工振興費。支出済額1億3,559万6,787円です。194、195ページをお願いします。主な支出は18節、負担金補助及び交付金でプレミアム商品券補助金4,611万6,000円。事業者応援交付金3,360万円です。

3目、観光費。支出済額2,678万7,788円です。主な支出は、196、197ページをお願いします。12節、委託料で、公園清掃管理委託料245万4,411円、同じく12節で、観光案内及び受付業務委託料727万4,520円です。198、199ページをお願いします。次に、3目、観光費。支出済額709万5,000円です。主な支出は12節、委託料で、レシートラリー事業業務委託費330万円です。14節、工事請負費で、観光案内看板設置工事請負費379万5,000円です。

次に、4目、消費者行政費。支出済額59万8,477円です。主な支出は1節、報酬で会計年度任用職員報酬51万3,000円です。

以上で、6款、商工費の説明は終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。6款、商工費について、質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 成果説明書で72ページ、観光関係団体への支援事業ということで記載されています。この中で、この目的というか、意図をここに書いてあるのですが、行政の効率的な連携により町外からの観光客を呼び込み、経済活動を活性化させますとあります。実績には、要するに、お金を出したということしか書いてないんですよね。この目的に対する成果とか、その辺を考察で書いておくべきだと思うんですよ。その成果はどうだったのでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えします。

主に、広域連携等での協議会等に補助金を支出しております。それと観光協会等にも補助金を支出しております。広域連携の事業につきましては、上益城郡内での観光客の誘致等へのイベント等です。そういったものが開かれております。観光協会につきましては、本来町でやるべき観光についてもやっていただいておりますし、観光交流センターそれからふれあい広場等もやっていただいておりますし、緑の村の受付業務等もやっていただいております。それが成果ということになります。

○10番（田上 忍君） 今、私が聞いているのはそういうものじゃないんです。それはただ、

お金を出してこういうのをやられたというただそれだけではないですか。僕のさっきの質疑の内容は、どれだけ成果があったかと、そういう数値的なものは出ないのですね。いかがですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

コロナの影響等もありまして、入込客数等は若干減っているところもあります。ただ、令和3年度につきましては、緑の村等にも観光客が少しずつ増えてきておりますし、ふれあい広場のほうにもお客さんが来られているのが多く見受けられるようになったという報告も受けております。それから、観光交流センター等へのお客さんの出入りも多くなっているという報告を受けております。

○10番（田上 忍君） そうやって、こちらからの質疑の対応と違うことを言われるから、結局3回では終わらないようなことになるんですよ。だから、数値的なものというものは出ないのですかと言ったじゃないですか。もう出ないのだったら出ないでいいから、今、集計をしていけませんから出ませんとそう言ってもらえればいいんですよ。だから、数値的なものはないんですか。例えば花火大会に何万人来たとか、言ったじゃないですか。去年は何万人になっていて、今年は何万人になっているとか、そういう数値的なものはあるんでしょう。ないのでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

国交省が行っております観光客入込客数調査というのがありまして、それで数値がわかります。ただ、その数値は手元にございませんで、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君） 成果説明書の73ページに観光イベント事業ということで、ジュラシック・トレイルのことが上がっているんですけども、これは成果説明書の10ページ、消耗品のほうにはなるんですけど、元気な地域づくり支援事業で田代東部地区の説明の中にも出てくるんですが、これの説明を求めたいんですけど。私の予想としては、この協議の部分に関するものは、この委託料で、田代東部地区には出店とかそういった部分にかかわる分を田代東部地区で担われた、そういう役割分担をされたのかなという予想をしているんですが、その点について、説明を求めます。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

ジュラシック・トレイルにつきましては、田代東部地区との直接的な連携は行ってお

りません。NPOの愛郷吉無田に御後援をいただいているということはありますけれども、そのNPOの愛郷吉無田に当日の出店、それからコース途中のポイントでの飲食等の提供について御協力をいただいているところです。

○2番（井藤はづき君） そうしましたら、この元気な地域づくり事業の中での説明で出てくるといことは、この田代東部地区というのと愛郷吉無田というところは、一緒に扱っていらっしゃるんですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

愛郷吉無田には2つの団体があると聞いております。NPOの愛郷吉無田と、それから純粋に地域活動される愛郷吉無田と、2種類あると聞いております。事務局の方は同じ方がされているということで、その辺で地域活動等も参加されているのかなというところになります。

○9番（福永 啓君） 先ほどの成果説明書の72ページ、田上議員と同じところなんですが、先日出ておりましたSNSに対する発信、これは観光と深くつながりのあるところなんですが、ここに関するものが企画のほうに入っていて、観光のほうに入っていない。これは、確実に連携とか統計とかは共有していかなければならない事業だと思うんですが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

確かにSNSの整備に関する事業は、企画財政課で受け持ちになって整備をされております。今年度から、令和4年度から商工観光課で担っていくということになっております。よろしいですか。

○9番（福永 啓君） 大変適切な事業移行だと思います。観光なのですが、10年ぐらい前までは御船に観光といえば「えっ」みたいな感じだったんですが、今観光客が実際増えてきています。コロナであっても、私も商売していますから実感するんですが、数は別として。

先ほどの田上議員の質問でもありましたが、それをなかなかうまくアピールできていないのではないかという懸念があります。数値も、例えば入込数、これも額で継承し、あとはテレビに、もう頻繁に御船町はいろんなところで取り上げられていますよね。その放送時間ですとか、あとは観光ウェブサイトのアクセス数ですとか、YouTubeの再生回数ですとか登録者数ですとか、そういうことで十分検証とか図ることができる数値があると思うんですよ。そのあたりを今後、商工観光課できちっと検証をされて、よりよい観光行政

を目指していただきたいと思います。

○1番（中城峯雄君） 決算書の199ページですけれども、レシートラリー事業業務委託330万円ですが、これは、コストコに来たお客様を町内に回遊させるための取組みだと思うんですけれども、これを数字で示すことはなかなか難しいとは思いますが。これを活用された方は、例えば人数はどれくらいいらっしゃいますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

こちらのレシートラリーにつきましては340組の方が登録をされまして、うち270組の方が町内のほうに回遊をされたという記録になっています。

○1番（中城峯雄君） これによって、例えば商工業者の方の意見等はお聞きになっていますか。少しお客さんが増えたよとか。混乱もありましたけども、あんまり影響なかったよとか、その感想が何かあったらお聞かせください。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

この結果につきまして、商工会それから観光協会等と、正式な会議ではないんですけれども、雑談の中でお話をさせていただいております。その中で、結果としてはこういう形になったんですけれども、一定のお客さんが来ていただいているということで、商工会それから観光協会の方も喜んでいらっしゃる声もありました。

○4番（福本 悟君） 1点について伺います。決算書の199ページ、4目になります。消費者行政について伺わせていただきます。令和3年度1年間において、まずは件数です。相談件数と、主にどういう内容のほうからの相談なのか、説明を求めます。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

相談件数は、令和3年度は年間の相談件数につきましては、70件という報告を受けております。内容につきましては、主に通販での販売トラブルですね。その中に、例えば1回切りと思って購入したものが実は定期購入だったとか、あとは訪問販売等で高い着物を買わされたとか、それから子どものゲームの課金、そういった相談が寄せられております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

次に7款、土木費について説明を求めます。

○建設課長（島田誠也君） それでは、7款、土木費について説明いたします。決算書200、

201ページをお願いします。1項、土木管理費。1目、土木総務費。支出済額4,887万5,311円です。主な支出は7節、報償費。地区における町道及び河川等の除草作業等に係る町道等管理報償金203万500円、及び202、203ページをお願いします。18節、負担金補助及び交付金の熊本地震復興基金による被災宅地復旧支援事業交付金5件分1,018万6,000円です。次に、同じく1目、土木総務費繰越明許。支出済額は0円です。九州中央自動車道整備に係る玉来、七滝地区の工事用道路拡幅部分の用地購入費として計上していましたが、国の測量成果の納品や補修工事が予定より遅れたことで用地購入にまで至らなかったため、支出額はゼロとなりました。

次に、2項、道路橋梁費。1目、道路維持費。支出済額3,240万479円です。主な支出は10節、需用費。町道維持修繕費1,264万4,886円と、12節、委託料。町道除草作業等委託料871万7,720円です。204、205ページをお願いします。

次に、2目、道路新設改良費。支出済額1億1,806万5,910円です。主な支出は14節、工事請負費、206、207ページをお願いします。町道横野竹の迫線道路改良工事2,423万8,500円です。同じく2目、道路新設改良費繰越明許。支出済額1億3,279万6,181円です。主な支出は12節、委託料。地方創生道整備交付金事業に係る町道津ヶ峰浅の藪線測量設計業務委託2,322万6,987円と、町道上田代線測量設計業務委託、次のページをお願いします。1,844万52円です。

次に、3目、橋梁維持費。支出済額9万2,400円です。主な支出は12節、委託料。橋梁放送システム装置保守点検委託料5万9,400円です。

次に、4目、橋梁新設改良費。支出済額6,417万5,934円です。210、211ページをお願いします。主な支出は12節、委託料。マミコウロードの一部、町道移管に伴う橋梁トンネル定期点検業務委託料2,748万9,586円及び14節、工事請負費、町道落合浄光寺線四宮橋架替工事に係る道路改良工事費1,000万円です。次に、同じく4目、橋梁新設改良費繰越明許。支出済額1億3,381万7,036円です。主な支出は、212、213ページをお願いします。14節、工事請負費。四宮橋架替工事に伴う浄光寺側の下部工工事2,321万5,200円と、四宮橋上部工工事5,329万5,091円です。

次に、3項、河川費。1目、河川総務費。支出済額4,846万764円です。主な支出は12節、委託料。滝川・小坂地区に設置した内水排除用仮設ポンプ設置業務委託料、2カ所合計858万円と、14節の工事請負費。水越川及び門前川の河川しゅんせつ工事費、合計3,611

万5,783円です。

次に、2目、砂防費。支出済額300万円です。主な支出は18節、負担金補助及び交付金、熊本地震復興基金事業による被災住宅耐震支援事業補助金300万円になります。

次に、4項、都市計画費。214、215ページをお願いします。1目、都市計画総務費。支出済額2,478万4,277円です。主な支出は12節の委託料。大規模盛土造成地変動予測調査委託料723万5,142円及びふれあい広場の指定管理委託料677万9,000円です。

216、217ページをお願いします。5項、住宅費。1目、住宅管理費。支出済額1億2,988万2,066円です。218、219ページをお願いします。主な支出は14節、工事請負費。長寿命化計画に基づき実施する中原団地4棟及び辻団地1棟の外壁改修等工事費7,270万5,566円です。220、221ページをお願いします。次に、同じく1目、住宅管理費繰越明許。支出済額1,782万135円です。主な支出は14節、工事請負費。令和2年度から繰越しをした中原団地2棟分の外壁改修等工事費1,697万6,435円です。

次に、4目、仮設住宅管理費。支出済額526万87円です。主な支出は12節の委託料。今城仮設住宅跡地の利活用のための業務委託料283万5,800円です。次に、同じく4目、仮設住宅管理費繰越明許。支出済額1,203万7,342円です。これは14節、工事請負費で落合仮設住宅跡地を農地に復旧して地権者へお返しするための工事費で、全額災害救助費により補填をされています。

次に、6項、公共下水道費。1目、下水道費。支出済額1億8,012万7,000円です。全額、公共下水道事業特別会計への繰出金になります。

以上で、7款、土木費の説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。7款、土木費について質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 4点ほど質疑させてもらいます。まず、成果説明書の78ページに、四宮橋関係のが成果報告で上がっておりますが、今後のスケジュールについて教えてください。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

今年度、11月頃から、旧橋撤去工事を開始いたす予定としております。それから旧橋の橋脚部分の護岸の復旧及び四宮神社入り口の重力式擁壁の設置を来年2月から3月頃にかけて行う予定としております。令和5年度に入りまして四宮橋からオアシスまでの間の道路側溝の入替工事を予定しております。併せて取付道路の本舗装、それから四宮橋から

オアシスまでの舗装工事を予定しております。令和４年度、５年度まで工事がかかる予定となっております。地域の皆様には非常に御迷惑をおかけしますが、御協力をお願いいたします。

○10番（田上 忍君） 四宮橋についてはわかりました。では、続いて82ページに中原団地の環境整備ということですが、これを整備することによって生活環境をよくするということですが、雨水排水の設計業務は完了したと。ただ工事は翌年度へ繰越しとありますけど、これは繰越しの原因は何ですか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

中原団地につきましては、先ほどの説明でもいたしましたように、外壁改修工事も同時に施工を進めております。今回、排水工事をする場所が外壁改修工事の足場の部分と抵触いたしまして、外壁工事の完了後に排水対策工事に着手をしたということで、年度内の完了はできずに、令和４年度に繰越しをしたということになります。そちらの工事についても、令和４年４月28日に完了しております。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。続いて83ページ、町営住宅の解体工事ということで、二丁目団地がこれで完了したということですが、今後の利活用についてはどう考えていますか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

令和３年度の解体により二丁目団地が更地になったという状況になっております。それ以外の町営住宅についても、住替えを進めておりまして、町園団地、桜坂団地、四丁目団地のほうが今更地となっております。

町営住宅の跡地につきましては、まず建設課内で行政財産としての利活用がないかを十分検討し、それから庁舎内ではかの公共利用ができないかというものを検討。その中の方向性を出した上で、最終的には町内にあります遊休施設、閉校施設の利用検討委員会で利活用の方針について検討をしていきたいと考えております。

原課としましては、熊本地震を受けてかなり公有地が不足したという経験をしたところもありますので、その辺のときの仮設住宅の用地とか復興住宅の用地とか、その辺のところの先を見据えたところも考えた上で、慎重に利用については検討してまいりたいと考えております。

○10番（田上 忍君） では、最後です。84ページに町営住宅等のストック総合改善事業とあ

ります。辻団地と中原団地です。これは長寿命化ができたということになっていますが、どれぐらい延びるのでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） 今回の外壁改修工事により、20年の延長ができたということになっております。

○3番（宮川一幸君） 成果説明書の81ページです。危険ブロックの撤去事業についてなんですが、撤去件数が3件、撤去及び改修件数が3件という形ではありますが、通学路点検等を行っていらっしゃると思いますが、まだほかにこういった危ないところがあるのでしょうか。これでもう完了したのでしょうか、お伺いをいたします。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

こちらのブロック塀等の撤去及び改修の事業につきましては、通学路も当然ですが、地震の際など避難路に面しているブロック塀に対して、危険な部分について撤去及び改修ができるという制度になっております。通学路点検では、今のところブロック塀の危険な箇所というのは見当たらなかったと思いますが、これは各個人の方が、例えば自宅を改修されたりする際に、既存のブロック塀を取り壊して、新しく改修をするというところも、道路に面しているとか、いろんな条件がございますけれども、そういう条件に合致をすればできるという制度になっていますので、逆に危険なブロック塀がどれだけあるかというところは町としても把握はできていないけれども、申請があれば対応できるというところになっております。

○3番（宮川一幸君） では、今後申請があったら随時していくという形ですね。そこは対応をよろしくお願いします。

○12番（清水 聖君） 町営住宅の、老朽化した町営住宅を取り壊したというのが載っておりますが、この更地になった後、草刈りとかそういうので近所から迷惑とか、草が生えて迷惑をしたという苦情はなかったのでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） 跡地の管理につきましては、多少対応が遅れておりまして、草を刈ってほしいとかいう地域から要望があったのは事実でございます。できるだけそういった苦情が出ないようにしっかり管理をしていきたいと思っております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 2点について伺います。決算書の203ページになります。道路維持費の中の12の委託料の中に、町道除草作業等委託料で871万7,720円とあります。昨年と比較

しますと、約倍ぐらいの金額になっていますけれども、まずはその理由について説明を求めます。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

町道除草等作業委託料が昨年度の倍近くになっているということ。原因につきましては、まず1点目が、マミコウロードの一部が町道に編入をされたことによりまして、そちらの維持管理費用が多くなったということが1点ございます。それから、最近の豪雨によりまして、町道の側溝とか、住宅地内の側溝あたりがかなり水があふれるとか、そういった御相談があって、堆積した土砂あたりを撤去してほしいという要望がかなり多くなってきております。そういった作業委託の部分あたりがかなり増えてきているというのが大きな原因となっております。

○4番（福本 悟君） 今、課長から2点伺いました。1つは気象条件等によってということと、あと1つ、課長、地域の高齢化に伴うものは、何かそういうお話は上がってきてないでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） 町道の除草作業等についてですね。地区で管理をしていただいて、管理報償金をお出ししているところではございますが、地区においてもかなり中山間地が多いんですが、高齢化によって、これまで作業をしていたけれどももうその区間はできないとか、かなり、特に津ヶ峰浅の藪線あたりは観光客の方の車も多くなっているということで、かなり作業事体も危ないということで、そういう道路線についても、町で管理をしていただけないだろうかという要望が寄せられて、そういったところも少し町の管理に移したということも中にはございます。

○4番（福本 悟君） はい、わかりました。それではあと1点伺います。決算書の217ページ、上のほうの14節の工事請負費の中に、セットバック部分の舗装工事、それと15節、原材料としてセットバック部分の資材費であります。当初予算と決算、この15節の原材料費が当初予算に比べると大分少ないのかなと感じますけれども。まずその説明を求めたいと思います。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

セットバック部分の原材料費の執行額が少ないという御指摘でございます。こちらのほうはセットバックをされたところの舗装をする部分についての採石であったり生コンであったりというものを支給する事業になりますが、当初見込んでいたよりも申請件数が少

なかったということで、執行額が少なくなっているということになっております。

○4番（福本 悟君） それでは、14番の工事請負費については、こちらはセットバックについては町で行いました。15番の原材料については、これは町からいただいて、その原因となる申請者で行うという考え方でいいですか。

○建設課長（島田誠也君） はい、議員のお考えのとおりで結構です。令和元年度分までは町で工事をするような形で申請を受け付けておりましたが、令和2年度以降は、材料支給で対応しているということになっております。

○1番（中城峯雄君） 1点お尋ねいたします。成果説明書の76ページですけれども、工事請負費で、お伺い行政という、これは町長がよく言われる言葉なんですけれども、これで1,063万円計上されています。このお伺い行政による工事施工について、説明を求めます。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

こちらは、区分上でお伺い行政という区分をさせていただいております。こちらのお伺い行政の工事請負費といいますのは、令和2年6月7日に定額給付金の地域の申請手続を各公民館で行っております。その際に、町職員を公民館に派遣をしまして地域からいろんな要望をお尋ねをしてきて、それから町の事業に反映をさせていくという取組みを令和2年度に実施しております。その際に、建設課の対応分として各方面から、町道の改修であったり、いろんな要望を承ってきております。そちらのほうを令和3年度の事業として予算化したものになります。

工事箇所は全部で6カ所になります。地区が、まず町道田迎線の本線の道路の舗装工事、滝尾地区になります。それから町道上梅木線の本線の道路補修工事、こちらも滝尾地区になります。それから、町道北園有水線の道路舗装工事ということで、これは大内地区周辺の舗装工事になります。それから町道八勢釜出線の横断排水設置工事、これは釜出地区の排水工事になります。それから、町道染野線の舗装工事、上野、南田代1区の工事になります。それから町道津ヶ峰浅の藪線の横断側溝の設置工事ということで、浅の藪地区の工事になります。各地区、いろいろなお困りごとを、今回行政職員がお尋ねをして、それを事業化したという事業になります。

○1番（中城峯雄君） 地域の方は喜ばれましたよね。ぜひ今後ともいろんな地域に出かけていければ、いろんな要望はいっぱいあると思いますけれども、それは町で精査をさせていただいて、ぜひ今後とも続けてください。よろしくお願いします。

○9番（福永 啓君） すみません、毎回お聞きしている点なのですが、こちらの住宅費の件で、今現在、この決算上では、用途廃止としている町営住宅、これは現在何戸残っていて、そしてそれを実際に用途廃止にできる年度は何年度を見込んでいらっしゃるか。まず、これをお答えください。

○建設課長（島田誠也君） 町営住宅の用途廃止につきましては、令和2年に策定をしました長寿命化計画におきまして、いつも言われております木造の老朽化した住宅については、令和6年度の用途廃止を目標に住替えの交渉を進めているところでございます。

現在の進捗状況といいますか、老朽化住宅の入居状況になりますが、本日現在牛ヶ瀬団地につきまして、3世帯が入居中でございます。茂生寺団地が2世帯の入居でございます。五丁目団地が2世帯の入居となっております。住宅自体は14戸残っておりますが、入居者は7戸という状態となっております。

交渉状況ですが、牛ヶ瀬団地につきましては、1世帯がまだなかなか住替えについて難しい状態ではありますが、2世帯については、おおむね住替えについて御了承いただいて、住替え先の候補地も決まっているという状況となっております。また茂生寺団地についても、1名の方がまだなかなか御理解をいただけておりませんが、1世帯については、住替え先を決定されているという状況になります。五丁目団地2戸につきましては、1世帯はもう施設に既に入られていますが、荷物があるという状態が1世帯、それから住替え先を見つけられている世帯が1世帯ということで、あと2世帯が、これからまだ引き続き交渉を続けていく世帯ということになっております。

○9番（福永 啓君） ここで、多分質問は聞きたくないぐらい私は毎年質問していたんですが、目に見える進捗状況が出てきました。ただ、台風が来ますよね。これは本当に町民の生命、財産の問題で、もう既に70年ぐらい経っているんですよ。ですので、ここはもう喫緊の課題として捉えていただいて、もうほとんど進んでいますけど、いっそうしていただきたいと思います。加えて、それ以外の用途廃止予定の町営住宅、これは、もう用途廃止は決まっているわけだからですね、こことここはしますというのは。それはどのあたりまでを目安とか、現在の進捗状況とか、そういうのがわかれば、そこをざっくりとお願いいたします。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

まずは、先ほど申しましたように、木造のほうを令和6年度までにやりたいというこ

とです。それから先につきましては、今度また平原住宅であつたり東禅寺住宅であつたり、滝尾団地であつたり、かなり老朽化が進んでいる団地がございます。そちらを今度は令和11年度あたりで、計画の中では目標として設定をしております。最終的には玉虫住宅以降にできたものを残していくという方向で考えております。

○9番（福永 啓君） 令和11年度って、遅いようで、あっと来ますからね。進めていただきたい。あと、そこは下水道も恐らく通っていないところだと思います。やはり下水道行政を進めていく上でも町営団地に下水道が揃っていない、付いていないのに、またそれはある意味違法状態でもあるんですよね。計画内ですから。そのようなところに関しても、早急に対応を進めていただきたいなと思います。

○建設課長（島田誠也君） 先ほど、玉虫住宅以降を残していきたいとお答えしましたが、すみません辻団地のほうが若干年度が早く建っておりまして、辻団地以降を残していきたいと考えております。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

次に、8款、消防費の説明を求めます。

○総務課長（野口壮一君） 決算書220ページから223ページをお願いします。8款、消防費。1項、消防費。1目、非常備消防費です。支出済額3,205万2,521円です。主なものは1節、報償費、消防団員の報酬814万7,400円。18節、負担金補助及び交付金。消防団員等の公務災害補償負担金975万9,515円です。分団及び班運営に係る消防団交付金313万9,000円となっております。

224、225ページをお願いします。2目、消防施設費。支出済額2,319万8,981円。主なものは17節、備品購入費。積載車及び小型動力ポンプ等備品購入費1,511万5,980円です。同じく、2目、消防施設費繰越明許。支出済額は1,603万2,000円です。主なものは14節、工事請負費。茶屋本地域防災拠点施設建築工事請負費1,543万8,000円。

3目、水防費です。支出済額141万2,529円。226、227ページをお願いします。主なものは14節、工事請負費。小坂水防倉庫設置工事44万5,500円です。

4目、災害対策費。支出済額3,839万3,727円。主なものは10節、需用費。コロナ感染症対策に係る避難所防疫対策消耗品費118万3,930円。11節、役務費の個別受信機設置手数料233万7,500円。12節、委託料の防災行政無線保守点検委託料570万7,900円です。228、229ページをお願いします。17節、備品購入費。避難所防疫対策等備品購入費990万3,960

円です。

5 目、常備消防費。支出済額 2 億6,945万2,000円です。18節、負担金補助及び交付金の上益城消防組合の負担金となります。

以上で、8 款、消防費の説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。8 款、消防費について質疑はありませんか。

○4 番（福本 悟君） 1 点についてお尋ねをします。決算書の225ページの17節の備品購入費の中で、小型動力ポンプ積載車が 2 台購入されておりますが、団員の中には免許のいろんな限定の方がおられるかと思います。また本町においても、女性消防隊が導入されておりますので、この積載車購入に当たっては、この車といいますか、オートマ車がまずあるのかないのか、そのあたりの計画はされてないのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 現在の消防積載車の中にオートマ車というのは導入は未導入であります。ただし、分団長会議、幹部会議においても、オートマだけの免許証を取得している団員もいるということで、今後の導入に当たっては、オートマチック車あたりの導入を考えていきたいと計画をしています。

○4 番（福本 悟君） 1 つ確認です。この積載車については、オートマ車があるということでもいいですか。それとも、通常のミッションといいますか、ギア付きだけなのか、そこだけお願いします。

○総務課長（野口壮一君） 現在においては、オートマチック車は未導入です、ゼロです。

○4 番（福本 悟君） 課長、お尋ねしたのが、この積載車について、オートマチック車が販売されているのか、それとももうミッションだけの販売になるのかです。車自体の問題です。そこをお願いします。

○総務課長（野口壮一君） 積載車のメーカーにもお尋ねしている中で、既に近隣自治体でもオートマチック車を導入されていますので、車種としてはオートマチック車もあるというところになります。

○5 番（田上英司君） 成果説明書の85ページです。消防団員の方々の安全装備、これは非常に、一番大切な問題であると思っております。この数字が雨具とか活動服とか編上靴、数字が載っていますが、これで十分なんですか。計画的に今後も導入されていかれるのか。そこをお尋ねします。

○総務課長（野口壮一君） 消防団員の安全備品として、雨具と活動服、それから編上靴等は

対応しているわけなんですけれども、活動服、編上靴については、新入団員ごとに全員に行き渡るように、年度年度で整備をしております。雨具につきましては、令和3年度で、249着購入をしております。今回のこの議会で補正予算にさらに70着の補正予算を計上させていただいております。全消防団員数から女性消防隊、それから中には休団している団員もいらっしゃいます。ですので、その数からすれば、今回の補正予算で70着雨具を増やすことで、これでもう十分対応ができていう形になります。

○5番（田上英司君） 消防団の活動は火を消すことだけではないですね。火災を出さないと。火災だけではない。私も前職のときにかなり消防団の方にお世話になったんです。というのは何かというと、行方不明者です。1人でも人が欲しい。地域の消防団の方にかなりお世話になったことがあります。だから、いろんな場合、昼だろうが夜だろうが、もう早朝も関係なく、命を助けに回っていただいておりますが、ぜひとも、消防団の安全をまず第一として装備品等を十分に揃えていただきたいと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

これより11時10分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

執行部の発言を許します。

○商工観光課長（河地克敏君） 先ほど、田上忍議員から観光客の具体的な数字をということで御質問がありまして、後ほど回答しますというものについて、回答させていただきます。

こちらは、増田議員が一般質問されている内容と同じになりますけれども、国土交通省の観光入込客統計調査というのがありまして、過去5年間の数字を申し上げます。平成29年が26万7,753人、平成30年が31万3,015人、令和元年が25万8,444人、令和2年が9万8,346人、令和3年が17万2,994人で推移しています。令和4年につきましては、1月から6月までで12万1,709人ということになっております。

○10番（田上 忍君） 成果説明書なので、そういう点もこれからは掲載してもらえればと思います。そして、あと先ほど福永議員が言われました。いろんな今数値として表せるものがあると思うんですね。そういうものは、執行部で調査するというのではなくて、こうやって補助金をいろんな団体に出しています。だから、観光関係だったら全部観光協会ですれまで調べてこいと言えいいじゃないですか。そういうことをやって、成果を出してもらえればと思いますが、いかがですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

貴重な御意見、ありがとうございます。そういったものも含めまして、今後検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（池田浩二君） 次に、9款、教育費の説明を求めます。

○学校教育課長（本田恵美君） 教育費について説明いたします。決算書の228、229ページをお願いします。9款、教育費。1項、教育総務費。1目、教育委員会費。支出済額78万2,034円です。主なものは18節、負担金補助及び交付金、上益城郡教育委員会連絡協議会負担金52万9,000円です。

2目、事務局費。支出済額6,088万2,776円です。233ページをお願いします。主なものは21節、補償補填及び賠償金。修学旅行キャンセル料119万7,820円です。3目、教育振興費。支出済額514万8,000円。12節、委託料。外国語指導業務委託料です。

2項、小学校費。1目、学校管理費。支出済額1億8,359万466円です。主なものは、243ページをお願いします。14節、工事請負費。高木小学校体育館床改修工事616万円。御船小学校体育館前舗装工事576万3,551円です。246、247ページをお願いします。1目、学校管理費明許繰越。支出済額1億1,766万5,900円です。主なものは17節、備品購入費、タブレット購入費9,873万7,100円です。

2目、教育振興費。支出済額3,213万6,647円です。主なものは12節、委託料。スクールバス運行委託料1,990万680円です。

248、249ページをお願いします。3項、中学校費。1目、学校管理費。支出済額2,204万5,445円です。主なものは、251ページをお願いします。12節、委託料。体育館及び特別教室等屋根改修工事設計委託料107万2,000円です。253ページをお願いします。1目、学校管理費明許繰越。支出済額1億2,443万9,755円。主なものは17節、備品購入費。タブレット購入費4,721万4,255円です。

254、255ページをお願いします。2目、教育振興費。支出済額2,029万7,201円。主なものは12節、委託料。スクールバス運行委託料1,068万6,720円です。

説明を替わります。

○社会教育課長（緒方良成君） 引き続き254、255ページをお願いします。5項、社会教育費。

1目、社会教育総務費。支出済額4,176万8,183円です。主なものは、258、259ページをお開きください。18節、負担金補助及び交付金の町青少年健全育成町民会議負担金が112万円、町婦人会助成金が73万6,000円です。

2目、公民館費。支出済額505万9,318円です。主なものは10節、需用費の分館電気料が105万9,301円。260、261ページをお開きください。18節、負担金補助及び交付金の分館管理運営負担金が10カ所で106万600円です。

3目、カルチャーセンター運営費。支出済額8,751万2,051円です。主なものは10節、需用費のカルチャーセンター光熱水費740万7,471円。262、263ページをお開きください。14節、工事請負費のカルチャーセンター屋根ほか改修工事が3,891万8,000円。カルチャーセンターホール耐震等環境整備工事が1,137万6,880円です。

4目、図書館費。支出済額441万9,714円。主なものとして、17節、備品購入費の図書購入費が87万8,031円です。

6項、保健体育費。1目、保健体育総務費。支出済額1,905万1,511円です。主なものとしまして、266、267ページをお開きください。18節、負担金補助及び交付金の御船町体育協会補助金175万8,000円。スポーツ推進員連絡協議会補助金が76万円です。

2目、スポーツセンター運営費。支出済額4,273万741円です。主なものとして10節、需用費のスポーツセンター玄関自動ドア等修繕ほか4件の125万1,250円。268、269ページをお開きください。12節、委託料のスポーツセンター指定管理者委託料が3,750万円です。

3目、体育施設費。支出済額562万3,153円です。主なものとして10節、需用費の七滝社会教育センター体育館窓ガラス修繕ほか9件が96万1,588円。12節、委託料の町民グラウンド指定管理者委託料が280万円です。

交代します。

○学校教育課長（本田恵美君） 引き続き268、269ページになります。5目、学校給食費。支

出済額8,097万3,201円。主なものは、271ページをお願いします。12節、委託料。配送業務委託料370万3,788円。14節、工事請負費。炊飯室空調換気工事208万4,500円です。

説明を替わります。

○社会教育課長（緒方良成君） 272、273ページをお開きください。7項、文化財費。1目、文化財総務費。支出済額1,549万7,583円です。主なものは12節、委託料の熊本地震災害に係る委託料、今城大塚古墳の土のう設置が220万円、274、275ページをお開きください。18節、負担金補助及び交付金の地域コミュニティ施設等再建支援事業交付金が1,000万円です。

2目、恐竜化石調査費。支出済額900万7,760円です。主なものとして13節、使用料及び賃借料の機材リース料が101万3,616円です。

3目、恐竜博物館運営費。支出済額7,664万8,059円です。主なものは、276、277ページをお開きください。10節、需用費の光熱水費が539万9,668円、ティラノサウルスモニュメント塗装修繕ほか3件が157万9,900円。12節、委託料の時間来館者システム導入委託料、来館業務委託料が143万円、278、279ページをお開きください。15節、原材料費の恐竜グッズ販売に係る原材料費が1,149万4,073円です。

4目、自然史教育事業費。支出済額354万8,040円です。主なものとして、280、281ページをお開きください。13節の使用料及び賃借料の観察実験用顕微鏡リースが23万4,576円です。

9目、中山間総合整備発掘調査事業費。支出済額が130万82円です。主なものとして10節の需用費の印刷製本費報告書は38万7,000円です。

以上、説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。9款、教育費について、質疑はありませんか。

○5番（田上英司君） 成果説明書で94ページから95、96というページ数ですが、非常に素晴らしい対策ということで評価したいと思って手を挙げました。というのが、小学校、中学校の子どもたち、要保護、準要保護の家庭に対する援助です。この個人的情報の云々と言われているこの中で、どうやってこういう子どもたちを把握されるのか。それを教えてもらおうかと思います。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

新入学予定の子どもさん方に対して、毎年10月くらいから各学校を回って健康診断を行うんですが、その際に、就学援助に関する説明会を開催しております。対象になる方はこういう方が対象になりますという説明を行いまして、入学される学校にその就学援助の

説明会が終わった後の12月ぐらいまでに申請書を提出していただいております。把握というのは、その説明会において、こういう方が対象になりますので申請をしてくださいという形で周知を行っているような状況です。

○5番（田上英司君）　ということは、現在進行形ということですね。はい。

非常に素晴らしい取組みだろうと思っております。本町が子どもを守り、育てるということ、これは素晴らしい取組みということで、ぜひとも困難さはあると思いますが、継続していただきたいと思います。

○2番（井藤はづき君）　同じところなんですけれども、この要保護・準要保護就学援助ということで、新1年生に声をかけられるということでしたけれども、この援助自体はどういうタイミングであるのでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君）　お答えします。

先ほどうすみません、新入学児のことだけを申し上げたんですけれども、新入学のときに最初に説明を、委員会でその場に行って説明を行います、それ以外の2年生から6年生、中学2年生から3年生に対しては、学校に文書で周知を行っております。支給につきましては、4月末までに申請書を各学校に提出していただきまして、6月の教育委員会議の中で認定会議を行いまして決定を行い、7月末に対象者に支給をしております。

○2番（井藤はづき君）　そうしましたら、7月末の、入学された後の7月ということになると思いますけれども。例えば、こういうケースが御船町にこれまでにあったかはわかりませんが、ランドセルを買うお金もないとか、何かそういった御家庭があったときに、そういう学用品が揃わないまま入学されて半年というか、何カ月間か過ごされるというケースもあり得ると思うんですが、その支給のタイミングというか、そのような部分について、どう考えますか。

○学校教育課長（本田恵美君）　お答えします。

新入学児童については、10月、11月の説明会の後、12月までに入学される各学校に申請をしていただき、入学される3月までには学用品等の支給を行っております。

○2番（井藤はづき君）　そうなんです。わかりました。では、この申請は1回したらもう卒業までずっとなのか、毎年改めて申請をする必要があるのか。また、その対象者の過去5年の推移についても説明を求めます。

○学校教育課長（本田恵美君）　お答えします。

申請については、毎年行っていております。就学援助認定者の推移につきましては、平成28年度から令和2年度までが、地震関係で就学援助の対象となった方がいらっしゃいまして、令和3年度からはそれが補助がなくなっているんですけども、それを含めて推移を申し上げます。

平成29年度が、通常の就学援助費の対象の方、小学校で53人、中学校で37人、地震による対象者が小学校で112人、中学校で53人。平成30年度が通常分が小学校61人、中学校35人、地震の対象者が小学校53人、中学校26人。令和元年度、小学校通常分が75人、中学校42人、地震対象が小学校36人、中学校22人。令和2年度について、小学校通常分が88人、中学校41人、地震対象者が小学校24人、中学校17人。令和3年度は、先ほど申し上げましたとおり、地震対象分がありませんが、小学校通常分111人、中学校60人となっております。

○2番（井藤はづき君） そうしますと、通常と地震分の合計で考えますと、児童生徒全体数からの割合です。これが小学校はほぼ地震関係があるなしにかかわらず、横ばいという形になっていて、中学校が少しずつ割合的に減ってきているという状況かなと思いますが、これは教育委員会としては、割合というか、対象者を減らしていくというのが目的になるのか、それとも、どういった考え方で対象者の方について考えられているのかなど。その対象者の決定方法とかも含めて御説明をお願いします。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

対象者を減らしていきたいという考えはありません。毎年申請を出していただいて、その御家庭の状況、いろいろな方面から家庭の状況について書類を出していただいております。前年度対象になられたけれども今年はどうかとかいう方も中にはいらっしゃいますので、個人個人から出される調書を教育委員会議の中で皆さんにしっかり見ていただいて、考えているところであります。今年度につきましても、前の年のコロナの状況等も考慮しまして対象者を決定しております。

○2番（井藤はづき君） 対象者を減らしていくところが目的ではないと、困っている方にしっかり援助をしていっていただきたいと思います。

もう1点、決算書の274ページ、恐竜化石調査がありますけれども、御船町内の化石の調査はどのくらい進んだのでしょうか。説明を求めます。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

令和３年度で御船層群から採取した化石、クリーニングにつきましては、150点をクリーニング作業を行っている状況であります。

○２番（井藤はづき君） そのクリーニング、150点ということですが、この150点はコンテナ、この間も話題になりましたけれども、コンテナ何杯分ぐらいになったのでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

コンテナ３個分ということになります。

○２番（井藤はづき君） あと学術発表が３件とありますけれども、御船町に関連のある内容のものというのはあるのでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

学会に去年参加しておりますが、御船町田代の中野地区で採取された化石についての発表が１件あっております。

○10番（田上 忍君） １点、質問させていただきます。成果説明書の93ページと97ページ、へき地児童生徒遠距離通学補助事業です。これは以前から何度か話題に出ているんですが、この対象者が学校の統廃合により遠距離通学となる児童ということなんですが、もうちょっとこの詳細な条件を教えてもらっていいですか。遠距離というのは、何キロだとか、そういうところですか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

スクールバスの対象者ですね、はい。七滝中央小学校になる前、田代西部小学校、東部小学校、上野小学校、七滝小学校、袴野小中学校の児童と、中学校は滝水中学校と七滝中学校区の方になります。

○10番（田上 忍君） そういう学校は、あと水越小も入るかと思うんですが、あと今度は遠距離通学というか、この遠距離通学という定義、たしか何キロ以上というのがあったと思うんですが、なかったですかね。

○学校教育課長（本田恵美君） 失礼しました、４キロになります。

○10番（田上 忍君） この後言いたいのは、これは統廃合されてなくなった学校の生徒ということに今言われたかと思うんですが、そこに集約して、へき地ということなので、どちらかというと、中山間地のほうが主かなと思うんですが、もともと例えば滝尾小に通っていた生徒というか、滝尾小の学校区の人たちの児童生徒ですね。そういう子たちも４キロ

以上あればスクールバスに乗れないのかなと。だから、この条件をもうちょっと何か緩和できないのかなというところなのですが、いかがですか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

現在、滝尾小学校に、上梅木のほうから通学していらっしゃるお子さんがいらっしゃいまして、以前は水越から通学してこられているお子さんが昨年度までいらっしゃいましたので、昨年度までは距離が4キロありましたので、その水越のスクールバスのほうに一緒に乗車して乗ってきていただいていたんですけれども、陳情も出ておりまして、今年度総務常任委員会でも審議していただいたんですが、距離について、なかなか判断するところも難しいところはあるんですけれども、現在の子どもさんたちの通学の状況とか、いろいろ最近はいノシシが出たりシカが出たりとか、そういう状況もありますので、いろんな方面から検討していかなければいけないかなということは教育委員会議の中でも話が出ているところではあります。

○10番（田上 忍君） ということは、まだ話が出ているというだけですね。この後、何とかそういうところを変えられるようにできないかなと思います。そして、たしかこれから先、下鶴までは道路を、草切りとかもうちょっと歩道を拡張するとかいう話が出ていたかと思いますが、今のあの状態では絶対に、あの歩道を歩くことはできないと思います。その辺も踏まえて、前向きに考えていってほしいと思いますが、いかがですか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

町内全体をいろいろ通学路安全点検などで危険な通学路のことも出ておりますので、全体的なことを考えながら検討していきたいと思います。

○12番（清水 聖君） 中学校の女子トイレが完成して、それを見せていただきました。校長先生が、「生徒たちが歓声を上げました」と言われましたように、非常に子どもたちは喜んで、その新しいトイレができるのを待ち望んでいたことだということを察しました。小学校が何校か古い校舎があります。その校舎かどうかわかりませんが、241ページにトイレ改修に係る設計委託料とありますが、これは残りの小学校の、高木小学校、木倉小学校、滝尾小学校もです。そういうところの全部のトイレの改修工事でしょうか。それとも、違うところの改修工事でしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

決算書の245ページにあります御船小学校屋外トイレ改修工事から滝尾小学校、七滝中

央小学校、木倉小学校、小坂小学校、それぞれの屋外トイレの改修工事を行っております。

○12番（清水 聖君） 家では快適なトイレでできるのに、学校に来れば本当に昔ながらのトイレで不便な思いをしている子どもたちが、何か可哀相な気がします。それで、もう本当に一日でも早く小学校のトイレを改修していただいて、子どもたちが快適に過ごせるようにしていただきたいなど。本当に、御船中学校で歓声が上がった、これは私も胸がドキドキするように嬉しかったです。そういうふうに、子どもたちも待っていると思いますので、なるべく早くそういったことを改修してやってほしいと思います。よろしくお願いします。

○4番（福本 悟君） 1点について伺います。決算書の247ページ、255ページにスクールバスの運行委託料が掲載されています。まず、このスクールバスは御船中学校と七滝中央小学校に導入されておりますが、1日の運行形態、朝何回、夕何回、まずそちらについて説明を求めます。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

まず、七滝中央小学校のスクールバスにつきましては、Aコース、Bコース、Cコースと3台運行を行っております。七滝中央小学校については、行き帰り1回ずつの運行となっております。御船中学校につきましては、Aコース、Bコース、2台運行しております。行きはそれぞれ1回ずつの運行になりますが、中学校につきましては部活動の関係がありますので、そのときの部活動の状況によって1回だったり2回だったりになっております。

○4番（福本 悟君） では、七滝中央小学校の朝1回、それと帰りのほうですね、1回という今の説明ですかね。子どもさんたちは学年によっては早く終わる子ども、それと遅く終わる子ども、ということであれば、早く終わる低学年とっていいのでしょうか、そこにある時間、しばらくは待機をしているという考えですか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

七滝中央小学校については、令和2年度は、帰りは2便出していたような状況もありましたが、学校と協議しまして、日課の変更を、令和3年度からあっておりまして、低学年の子どもについては、高学年の授業が終わるまでに学校で自習時間を設けまして、先生方が帰られるまで自習をさせているような状況であります。

○4番（福本 悟君） 了解しました。学校と協議をされて、令和2年度までは帰りは2便出されておりましたが、令和3年度は1便ということですね。これは、設計といたしますか、

例えばこの帰りを2便にすれば金額は上がるということ、最後のお尋ねです。帰りを2便にすればもちろんお金も上がるということによろしいですか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

仕様書の中では、一応2便という記載が確認したらありましたので、小学校が、当初の契約の運行回数で契約していますが、臨時で出すような場合もありますので、そこら辺は業者と金額については途中で確認を行い、増減が出る場合には調整をしていきたいと思っております。

○7番（森田優二君） まず、1点目が、歳入のときに、71ページになりますけれども、この返還金約500万円ですけれども、これについて質問をしておりました。そのときに、歳出ともいろいろ関係があるような話でしたので、また歳出のときにするとおっしゃっていましたが、この500万円はどういう返還金になるのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この500万円につきましては、昨日も申しましたが、令和2年度の特別展の開催負担金の中止に伴って返還された金額であります。これの事務処理を、令和3年度に入金がありましたので、令和3年度の歳入として計上しているものであります。

○7番（森田優二君） 令和2年度の決算書を調べたんですけれども、令和2年度は実行委員会負担金が1,500万円です。これは当初ですけれども。決算で500万円出ております。実行委員会の収入として417万円ほど入っているんですけれども、これは、この500万円に対しての実行委員会収入ではないんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

令和2年度の決算につきましては、これは令和元年度の特別展での歳入ということになります。

○7番（森田優二君） そうなってくると、今言った令和2年度に500万円出ているの、普通は実行委員会の収入と一緒に、要するに負担金の返還金として入れていたんですよね。その会計上からするなら、この令和2年度の決算はおかしくなりはしないですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

すみません、訂正します。令和2年度の決算は、令和元年度の特別展の返還金ということになります。

○7番（森田優二君） 私たちも3回という制限があるとですね。今のことを聞くと、また

おかしくなるんですよ。私がちゃんと質問した意味はわかっているんですか。令和2年度の実行委員会の負担金、この決算が500万円出ているんです。同じく決算書で、実行委員会の収入として417万円出ているんです。これは収入でしょう。今までは収入と一緒に、要するに特別展をしたときには収入はありますので、利益がありますので、その利益と一緒に500万円、もともと負担金を一般会計から借りているから、その500万円は一緒に返しますよということで、今まで全部なっていたんですよ。だから、この会計を改めて見ると、その返還はいつしてあるのかなと。要するに、今課長が令和元年度と言いなはったけれども、元年度から令和2年に繰り越しているようなことでしょう。それなら元年度で繰り越していたって、収入は入れてあるのなら、今言った実行委員会の返還金、これも入れてあるのが当然と思うんですよ。そこらあたりを聞いているんです。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

令和元年度からの負担金に対しての返還金ですが、本来500万円支出しております。令和元年度に開催しました特別展に関しましては、収入というよりもその収益の部分がありませんでした。実際的には82万円ほどの赤字というのが出ておりましたので、500万円の負担金そのまま返還されるというのではなく、実際的に収入としておりましたが、これは返還金ということであります。

○7番（森田優二君） 意味合いはわかるんですけれども、ということは、もうこれは記載ミスです、記載ミスというか、何というか微妙なところなんですけれども。きちんと処理をしましょうよ。もうこっちが見とつてもわからなくなるんですよ。この年は、令和元年度が、結局令和2年度に処理しました。同じようなことが、また令和3年度に、今の500万円が起きているのと一緒になんですよ。要は、令和3年度でするはずのができなかったの、その処理が遅れて、令和2年度にするはずだったのができなかったから、令和3年度で戻していると。今言ったことと一緒にしょう、令和元年度と。

これは令和3年度の決算ですけれども、それなら何で令和2年度に、もう出納閉鎖は5月ですよ。だから3月以降で、ああこれはでけんなというときに、何で出納閉鎖前にです。もうできとらんとだけん、返金しとらんか。そこらあたりはどういう指導をされよるとですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

確かに、出納閉鎖は5月になりますが、事務処理が、その進み具合というのがスムー

ズにいかないケースもありますので、今後は年度内で終われば、年度内で処理できるように指導していきたいと考えております。

○7番（森田優二君） 次の質問にいきますけれども、やはり出納閉鎖で処理をするというのが原則ですので、そこらあたりはやはり今後徹底して指導をしてもらいたいと思います。

次に279ページです。グッズ販売に係る原材料費ということで出ておりますけれども、これはちょっと聞きたいんですけれども、公会計という原材料というのは、どういうものを原材料といいますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 原材料ということで、そのとおりの意味だと思んですが、よく原材料費として支給するのが、町道とか農道の補修です。そういうときにお金を支給して地元でやってもらうとか、そういったときによくこういった節を用います。

○7番（森田優二君） となると、これも歳入に関連しますけれども、歳入は同じく71ページで、雑入の恐竜グッズ収入ということで1,600万円上がっていました。これは結局、これの仕入はどういうふうになっているのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この仕入につきましては、先ほどの279ページの、今のグッズ販売に係る原材料として仕入を行っています。

○7番（森田優二君） 原材料でしょう。原材料をグッズ販売、その販売品の仕入になるんですか。私も一般質問でこの話はずっと前からしておりますけれども、これは全然科目というか、違うのではなかろうかなと思うんですよ。そこらあたりはどう判断されますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この問題につきましては、今まで法律上は違法ではないということでありましたが、これは適切かという課題が残っておりました。この課題に対しまして、この内容の検討を協議会等でもお伺いして、町長部局とも協議を進めて、今後、この課題の解決に努めていきたいと考えております。

○7番（森田優二君） これは8年前から議論しておりますけれども、今は堂々と恐竜グッズ収入ということで上げてあるから言っているんです。グッズを販売した収入ならば、仕入は結局どこにあるかということでしょう。原材料なんかは、全然また意味が違うでしょう。だから、そういうところを前から言っているし、ほかの人もぱっと決算書を見たってわからんですよ。わかるような決算の仕方をしてもらわないと、なかなかいけないのではない

かと思うんですけど、どうですか。

○議長（池田浩二君） 質疑・答弁について、冒頭に申しましたように簡潔明瞭にお願いいたします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この会計の処理につきましても、一般会計でのグッズの委託、または特別会計による処理の仕方、これまでの一般会計による一般の運営、それぞれに運営の仕方がありますので、これは十分、どれがベストなものかというのを十分精査して、今後この内容につきまして協議をして進めていきたいと考えています。

○7番（森田優二君） あと1点です。同じく279ページ、恐竜博物館振興基金積立金というのがあります。これは5万4,820円になっておりますけれども、また歳入に関係しますけれども、63ページ、恐竜博物館寄附金5万5,000円なんぼかあります。それと、基金の利息、61ページにありますけれども、190円、大体はこれを合計したのがここの積立金になると私は思うとったのですけれども、これはいかがですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この寄附金につきましては、これは3件の積立てになります。これを基金のほうに積み立てるということにはなりますが、これと、190円の利子です。これを含めまして、5万5,000円ということになります。5万5,000円を基金に積み立てるということになります。

○7番（森田優二君） いや、これを見ると、279ページ、基金積立金でしょう。5万4,820円になっているでしょう。だから、金額が違うけど、そこは何で基金積立金が5万4,820円になっているかと。私は、課長も言ったように、寄附金の5万5,460円と利息の190円、これを足した分がここの積立金になるのではないかと聞いているんです。

○社会教育課長（緒方良成君） すみません、この資料を持っておりませんので、また報告します。

○7番（森田優二君） 私が言った数字は間違いありませんよね、決算書から拾っているからですね。結局、先ほどもありましたけれども、令和3年度の決算で1,500万円、これを結局3月に減額処理をしているんです。大変後から見ると見にくいんです。やっぱり当初予算と決算書というのは、項目は一緒でなければ、わざわざ減額処理してその項目を消すということは、私たち議員の立場からするとなかなか見づらいところがあります。また、意味がないと思うんです。

例えば、さっきのごと1,500万円あったけど、これはコロナ禍で事業ができなかった。だったらゼロ円でよかったです。そして、備考欄にコロナ禍のためとか何とか書けばですね。要するに、項目が一緒でないとなかなか見つらいところがあります。そこらあたりは、もう要望ですけど、今後そういうところの処理はできるでしょうか。

○会計管理者（田中智徳君） お答えします。

決算書作成システムの話になると思います。今、議員がおっしゃるとおり、もうちょっと見やすい、これまでも備考欄あと一言書き加えていけば質問しなくていいとかいうお話もありますので、なるべく見やすいような備考欄の書き方なり、あとはシステム上改修が必要ということであれば、またRKKとか企画財政課との話し合いも必要になりますので、今後も見やすい作成を目指していきたいと思います。

○11番（藤川博和君） 先ほどの森田議員の関連ですけれども、グッズ販売ですね、この収入が雑収入で1,600万円ばかりです。そうすると、今度原材料のあれが1,100万円、この差額がやがて500万円ぐらい出るとです。この500万円の差額は歳出のどこに計上されてありますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この差額という金額自体の記載というのはございません。

○11番（藤川博和君） 数値的には500万円出ていますでしょう。その記載がされていない自体がおかしくはないですか。この会計については、もう私が博物館ができた当時から一般質問でしているとです。だから、この会計自体がおかしいと。これを解決するには特会か、このグッズ販売を分離して、一般の業者にするか、それ以外には解決がないだろうと、そういう発言をしておりますけど。この500万円自体は、うやむやな数字になっているのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この差額につきましての表示の仕方というのはございませんので、今のところそういう表示ができないという状態であります。

○11番（藤川博和君） こういううやむやな処理の仕方がないという会計はできますか。企画財政課長、どうですか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

今回、決算書での1年間の歳入歳出の結果がこの資料に出ているということです。こ

の販売収入というのは、恐竜博物館運営費に充当といいますか、充てられるわけです。なので、余るということではなくて、この歳入は歳入で、恐竜博物館運営費全体に充てているということですから、どこかにこの差が出てくるということにはならないと思います。

ただ、今おっしゃるように、例えばミュージアムショップを、経費はかかりますけれども、委託にするとか、そういったことになる、その辺はきっちり出てくるのかなとは思っています。

○11番（藤川博和君） 私が思うとに、この雑収入は要は原材料からプラスになったグッズの支出でしょう。だから、これを逆に考えて、これを支出のほうのを1,600万円ばかりを入れて、そして雑収入をそこで引いた分を不用額に持っていけば、500万円という数字は出てくると思うとです、会計上はですね。そういう方法がありますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 例えば一般財源でしたら決算剰余金の中に含まれてきます。ただ、今回この販売収入というのは特定財源ということで、恐竜博物館運営費全体に充てられるわけです。なので不用額として出るということにはならないのかなと思います。

○11番（藤川博和君） 一般会計では単一関係で歳入歳出は大体はゼロにならないといかんでしょう、基本的には。この場合は、何しろグッズの場合は、元からずっと必ずどちらかがプラスになったままでおとですね。それを消すためには、今後このままの会計では駄目だろうと思って今質問しているんです。今後、これは早く解決していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○7番（森田優二君） お尋ねしますけれども、この令和3年度の決算で、さっき1,500万円を3月で減額しているでしょう。この決算書を見ると、当初予算、次に補正予算を見ると、補正予算は1,300万円ぐらいしかないんですよ。この整合性はどうなっているのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この補正の予算額につきましては、6月から3月までの増額、減額をトータルした額で書いてありますので、1,500万円がここに載るということではありません。途中で、11月、12月とかで増額の補正を行っておりますので、トータルの額ということになります。

○9番（福永 啓君） 先ほどちょっと気になる発言がありまして、この議論の中で。原材料費の定義です。これは、前回議会で緒方課長が、この定義はこうなっていますよと発言されていると思います。公会計上、例えば、これは原材料費です、これは旅費です、需用費ですよというのがあって、何を充てるべきなのかという定義が一つ一つ決まっていると思

うんです。それで、原材料費はこれを充てますというのが、そういう公会計上の手引きですとか、一般的に決まっていると思うんですが、この原材料費の定義、公会計上ではこれが原材料費に入るんだという定義、これを前回からの答弁からして、あと一度確認しておきたいと思いますけれども、今手元にありますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今手元に書類がありませんので、また報告いたします。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

これより1時15分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時16分 休 憩

午後1時15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

執行部の発言を許します。

○社会教育課長（緒方良成君） 午前中の森田議員の寄附金と積立金の差額について、お答えいたします。

まず、寄附金につきましては、ここに記載のとおり5万5,460円を受け入れておりました。積立金を5万4,820円で積み立てておりましたが、本来は5万5,460円を積み立てるべきところを、この差額640円を積み立てておりませんでした。適切に事務処理をしておりましたことを御報告申し上げます。

○7番（森田優二君） 今の説明の中で、寄附金と基金積立ての利息があった、今の話では利息は一緒にするような話ではなかったと思うんですけれども、いかがですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

利息分は積み立ててはおりません。利息分は、これは積立てはあくまでも寄附金のみを積み立てておりました。

○7番（森田優二君） 基金積み立てであるのも利息でしょう。そしたら、それも利息が付いてきているとだから、一緒に積み立てるのが当然と私たちは思うとです。そこは、利息分は積立てはしないで、それはどこに持っていくのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） 先ほどの640円の差額を含めて、一般会計で充当しております。

す。

○7番（森田優二君） 資料を私は直したので今はわかりませんので、調べてから後からまた聞きます。

○社会教育課長（緒方良成君） それから、福永議員の原材料についての定義ということですが、原材料とは、製品の製造を目的で消費されるもので、物を製造するためのものとなる物質であります。

○9番（福永 啓君） これは千葉県のホームページからですが、工事の完成、物の生産、製造及び加工等にかかわる使用する原料または材料等の購入に要する経費であり、原料または材量等の付加価値を高め、その対象物の一構成部分として生まれ変わる性質を有している、という理解。これは極めて一般的な説明だと思います。

今回のこれは、商品の仕入れです。これがこれに当たるのかという、これはどう考えても、前回も申し上げましたけれども厳しい。そして、これを仕入れとして売上げが上がっていますよね。その差額が約500万円ということでした。500万円というのは、商売からすれば余りですよね。これからどれだけ利益があったかというのは経費を引かなければいけない。その経費とか、それを販売するのにどれだけ経費がかかっているか。それは別途計算してありますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この経費については算出はしてありません。

○9番（福永 啓君） そういうことになると、果たしてこれが御船町博物館にとって、運営することがどれだけ利益になることか、また御船町の会計上どれだけ利益になることか、実際に利益が上がっているのか、それが全く見えないということになります。ですので、これについては、長々と議論はいたしません。先ほど、適切に処理をしていきたいと方向性を述べましたから、一日も早く適切な処理を目指して努力していただきたいと思います。

○7番（森田優二君） 基金積立てに5万4,820円と、寄附金が5万5,460円、基金の利息が190円です。差額が900幾らになるでしょう。さっき、課長が言われた600幾らか何か言われたけれども、その金額も違うと思うんですよ。ちょっと確認をしてください。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

先ほど申し上げましたように、寄附金の額につきまして5万5,460円です。それから積

立金が5万4,820円になります。この差額が640円ということになります。

○7番（森田優二君） さっき、利息分はどういう処理をするかということ saying いたんですけども、利息分はこれには積立てをしないということですか。きちんと答弁してください。

○社会教育課長（緒方良成君） 今回の積立額の中には、利息は入っておりません。

○議長（池田浩二君） もう、3回以上になっておりますので、最後にしてください。

森田議員、どうぞ。

○7番（森田優二君） 利息はこれに入れない。要は基金の利息でしょう。基金の利息ならば、基金の積立てに入れるのが当然と、それはさっきから言っているんですよ。でも入れないということですか。

○社会教育課長（緒方良成君） この利子につきましては、私もちょっと勉強不足でありますがこの処理の仕方というのは、積立ての段階でするのか、ちょっとそこは調べておりません。

○企画財政課長（本田隆裕君） 基金運用上で出てきました基金運用益は基金に積み立てます。

○議長（池田浩二君） 次に、10款、災害復旧費から13款、予備費までの説明を求めます。

○農業振興課長（井上辰弥君） 10款、災害復旧費についての説明をいたします。決算書の280、281ページをお願いします。10款、災害復旧費。1項、農林水産業施設災害復旧費。1目、農地災害復旧費。支出済額951万9,300円。282、283ページをお願いします。主な支出は14節、工事請負費の246万8,300円。令和元年豪雨災害4件、令和3年豪雨災1件になります。次に、1目、農地災害復旧費繰越明許です。支出済額3,434万5,300円です。支出は14節、工事請負費の3,434万5,300円。令和2年豪雨災17件になります。284、285ページをお願いします。1目、農地災害復旧費事故繰越です。支出済額3,097万7,705円です。支出は14節、工事請負費の3,097万7,005円の令和元年豪雨災18件になります。

286、287ページをお願いします。2目、農業用施設災害復旧費。支出済額3,797万4,228円。主な支出は、288、289ページをお願いします。12節、委託料。災害査定設計委託料の1,508万3,200円になります。令和3年豪雨災24件分になります。290、291ページをお願いします。2目、農業用施設災害復旧費繰越明許です。支出済額4,656万8,600円。支出は14節、工事請負費の4,610万9,900円。令和2年豪雨災24件分になります。292、293ページをお願いします。2目、農業用施設災害復旧費事故繰越です。支出済額2,280万6,795

円。支出は14節、工事請負費の2,280万6,790円。令和元年災15件分になります。

294、295ページをお願いします。3目、林業用施設災害復旧費。支出済額596万8,307円。主な支出は14節、工事請負費の森林基幹道矢部水越線工事請負費。令和2年豪雨災438万7,607円になります。次に、3目、林業用施設災害復旧費明許繰越です。支出済額539万9,000円。主な支出は、296、297ページをお願いします。14節、工事請負費の森林基幹道矢部水越線工事請負費、令和2年豪雨災539万9,000円になります。

以上、10款、災害復旧費の説明を終わります。

替わります。

○建設課長（島田誠也君） 引き続き2項、公共土木施設災害復旧費について説明をいたします。1目、道路橋梁施設災害復旧費。支出済額3,000万9,488円です。主な支出は12節、委託料。令和3年度豪雨災害に伴う査定設計委託料1,974万7,123円です。令和3年度豪雨災害復旧工事の未完了部分に係る工事請負費7,772万4,000円を令和4年度へ繰り越しました。298、299ページをお願いします。同じく1目、道路橋梁施設災害復旧費繰越明許。支出済額1億5,472万7,988円です。主な支出は14節、工事請負費。令和2年度豪雨災害に係る同災害復旧工事14件分の3,280万963円と、河川災害復旧工事22件分の1億455万4,150円になります。

300、301ページをお願いします。4目、宅地耐震化事業。支出済額1,521万7,495円です。302、303ページをお願いします。主な支出は12節、委託料。宅地耐震化推進滑動崩落防止事業に係る建物事後調査業務委託237万9,000円です。次に、同じく宅地耐震化事業事故繰越。支出済額1億1,566万5,473円です。主な支出は14節、工事請負費。平成28年熊本地震に伴う御船台団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設路面復旧工事5,469万7,819円と、インター団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設路面復旧工事ほか1件、次のページをお願いします、5,800万9,754円です。

次に、3項、文教施設災害復旧費。1目、公立学校施設災害復旧費。支出済額40万3,700円です。豪雨に伴う小坂小学校、御船小学校の雨漏り復旧工事になります。

次に、2目、社会教育施設災害復旧費。支出済額28万3,250円です。地区公民館敷地内への土砂流入に伴う土砂撤去時の重機借上料になります。

以上で、10款、災害復旧費の説明を終わります。

○企画財政課長（本田隆裕君） それでは、決算書304、305ページをお願いします。11款、公

債費。1項、公債費。1目、元金。支出済額14億1,642万9,013円です。2目、利子。支出済額6,158万4,655円です。

続いて、12款、諸支出金については、支出済額はありません。

続いて、13款、予備費です。306、307ページをお願いします。1項、1目、予備費です。流用した内訳については、307ページの備考欄に記載のとおりで、流用した額の合計は272万円となっています。

以上、歳出合計、令和3年度支出済額135億8,589万9,700円になりました。

以上で説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。10款、災害復旧費から13款、予備費までについて、質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 成果説明書ですが、120ページ、これは災害復旧ですけど、20本全部繰越しになっているんですけれども、この理由をお願いします。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

こちらは、令和3年度の豪雨災に伴う災害復旧工事になります。令和3年災につきましては、8月の豪雨による災害ということがあり、災害査定が12月までかかっております。それから実施設計を行い、発注準備が年度末になったということで、20件全てを繰越しをしているところです。

本日現在で、10件の災害復旧工事が完了しております。残る10件につきましても、年度内完了を目指しているところです。

○10番（田上 忍君） そうしましたら、次の121ページにも同じように3本繰越しになっていますが、この原因についてもお願いします。

○建設課長（島田誠也君） こちらは令和2年度の災害について、事故繰越ということになります。こちらにつきましては、道路災につきましては、災害復旧現場に通じる町道浅の藪間所線の地すべりによりまして、地すべりの調査が進むまでの間、工事車両が入れないという状態が続いておりました。それで、事故繰越になったということになります。

それから河川災につきましては、河川を工事するところまで行くまでに、民間の農地をお借りして作業を進めていく中で、民地をお借りする上で、地権者の方との調整に時間を要して着手が遅くなったということで、完了がずれ込むために事故繰越になったということになります。

○10番（田上 忍君） そうしましたら、この3本の完了予定はどうなりますか。

○建設課長（島田誠也君） 3件とも5月末までに完了しております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号、「令和3年度御船町一般会計歳入歳出決算について」の質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号、「令和3年度御船町一般会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 認定第2号 令和3年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（池田浩二君） 日程第2、認定第2号、「令和3年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） それでは、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、歳入から説明申し上げます。324、325ページをお願いします。

1款、1項、国民健康保険税。1目、一般被保険者国民健康保険税。収入済額3億6,042万1,960円。2目、退職被保険者等国民健康保険税。収入済額5万5,275円。

2款、使用料及び手数料。326、327ページをお願いします。2項、手数料。1目、督促手数料。収入済額21万5,300円。

5 款、国庫支出金。2 項、国庫補助金。7 目、災害等臨時特別補助金。収入済額45万7,000円。これはコロナ対策の国保税の8世帯分の減免分です。

7 款、県支出金。1 項、県負担金補助金。1 目、保険給付費等交付金。収入済額19億4,219万420円です。これは医療費の支払分を主として、県からの普通特別交付金として交付されたものです。

10款、財産収入。1 項、財産運用収入。1 目、基金運用収入。収入済額6,655円です。基金利子です。

328、329ページをお願いします。11款、繰入金。1 項、1 目、一般会計繰入金。収入済額1億8,886万2,379円です。2 項、1 目、基金繰入金はありません。

12款、1 項、繰越金。2 目、その他繰越金。収入済額2億1,207万1,158円です。

13款、諸収入。1 項、加算金、延滞金及び過料。330、331ページをお願いします。1 目、一般被保険者加算金及び2 目、退職被保険者等加算金の収入はありません。3 目、一般被保険者延滞金。収入済額104万3,204円です。4 目、退職被保険者等延滞金及び5 目、過料の収入はありません。

4 項、雑入。1 目、一般被保険者第三者納付金。収入済額485万2,597円です。2 目、退職被保険者等第三者納付金の収入はありません。3 目、一般被保険者返納金。収入済額189万9,298円です。332、333ページをお願いします。4 目、退職被保険者等返還金の収入はございません。5 目、雑入。収入済額696万1,289円です。

以上、収入合計27億1,903万6,535円です。

続きまして、歳出を御説明いたします。334、335ページをお願いします。

1 款、総務費。1 項、総務管理費。1 目、一般管理費。支出済額2,496万5,420円です。主な支出としまして12節の国民連合国保連合会共同電算委託料224万285円です。それと、レセプト点検委託料134万2,211円です。その他委託料の215万4,424円となっております。2 目、連合会負担金。支出済額114万6,369円です。主な支出としまして18節の国民連合会国保連合会負担金102万5,548円と、336、337ページをお願いします。広報共同事業負担金12万821円になります。

2 項、諸税费。1 目、賦課徴収費。支出済額14万6,849円です。主な支出としまして、11節の役務費の口座振替手数料11万4,929円となっております。

3 項、1 目、運営協議会費。支出済額9万2,700円です。主な支出としまして、1 節の

報償費で、年２回開催されます国保運営協議会委員９名分の９万２,３００円です。

４項、１目、趣旨普及費。支出済額９万２,０７０円です。

２款、保険給付費。１項、療養諸費。１目、一般被保険者療養給付費。支出済額１６億１,５４４万２,５２４円です。２目、退職被保険者等医療給付費の支出はございません。３３８、３３９ページをお願いします。３目、一般被保険者療養費。支出済額１,３７７万５,２７０円です。４目、退職被保険者等療養費の支出はありません。５目、審査支払手数料。支出済額４６３万８１２円です。１１節の役務費の診療報酬審査支払手数料、これは一般と退職分がございまして、２款の増につきましては、主に被保険者の医療費の増が原因となっております。

２項、高額医療費。１目、一般被保険者高額医療費。支出済額２億７,３２３万５,７３６円です。２目、退職被保険者等高額医療費の支出はありません。３目、一般被保険者高額介護合算療養費。支出済額３万３,０３６円です。４目、退職被保険者等高額介護合算医療費・療養費の支出はございません。

３４０、３４１ページをお願いします。３項、移送費。１目、一般被保険者移送費。支出済額４万９,７１０円です。２目、被保険者、退職被保険者等移送費の支出はありません。

４項、出産育児諸費。１目、出産育児一時金。支出済額３７８万円です。対象者は９名となっております。９件となっております。２目、支払手数料。支出済額１,８９０円です。

５項、葬祭諸費。１目、葬祭費。支出済額６０万円です。対象者は３０件となっております。

６項、傷病手当諸費。１目、傷病手当金。支出済額６万３円となっております。実績は１件となっております。

３款、国民健康保険事業納付金。３４２、３４３ページをお願いします。１項、医療給付費分。１目、一般被保険者医療給付費分。支出済額４億１６５万１８４円となっております。２目、退職被保険者等医療給付費分。支出済額２６万２０８円となっております。

２項、後期高齢者支援金等分です。１目、一般被保険者後期高齢者支援金等分です。支出済額１億１,５０２万３,３３０円です。１８節の交付金となります。２目、退職被保険者等後期高齢者支援金等分です。支出済額９,０００円です。１８節の交付金となります。

３項、１目、介護納付金分。支出済額３,４３１万４,９５１円となっております。

７款、１項、共同事業拠出金。３４４、３４５ページをお願いします。３目、その他共同事業拠出金。支出済額５３円です。年金受給者資料の打ち出しの負担金となっております。

8 款、保健事業費。1 項、1 目、特定健診健康診査等の事業費です。支出済額2,114万6,345円となっております。主な支出としまして、12節、特定健診委託料1,429万1,164円となっております。

2 項、保健事業費。1 目、保健衛生普及費。支出済額119万8,852円です。主なものとして、12節の共同電算委託料108万5,852円となっております。

346、347ページをお願いします。9 款、1 項、基金積立金。1 目、国保積立金。支出済額7,000円です。これは国保財政行政基金の積立金となります。

11款、諸支出金。1 項、償還金及び還付加算金。1 目、一般被保険者保険税還付金。支出済額202万700円となっております。22節の償還金と預金利子及び割引料となっております。2 目、退職被保険者等保険税還付金の支出はございません。3 目、一般被保険者償還金。支出済額204万3,000円となっております。4 目、退職被保険者等償還金。5 目、被保険者還付金、加算金の支出はございません。

348、349ページをお願いします。12款、1 項、1 目、予備費の支出はございません。

以上、歳出合計25億1,572万6,012円となっております。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

○4 番（福本 悟君） 1 点について伺います。決算書の325ページ、歳入の国民健康保険税、総額を見ますと、前年比で1,399万4,630円に減少しています。先ほどの一般会計の町税を見てみますと逆に増額しております。また、この被保険者です。ここを見ますと、平成30年から年々減少しておりますが、この大きな保険税が減った要因です、これは何が考えられるでしょうか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） お答えします。

一概に、この減につきましては、国保加入者の減が見込まれると思います。参考までに申し上げますと、平成29年の震災の後につきましては、国保の加入者は4,682名、平成30年度4,452名、令和元年度が4,339名、令和2年度は4,251名、令和3年度は4,112名ということで、非常に激減しております。それが原因だと認知しております。

○4 番（福本 悟君） ただ今、課長から原因としては被保険者数が年々減少していますと、そこはわかります。ただ、冒頭一般会計の歳入の町税では大幅に減少しています。それと町の人口といいますか、これは皆様の努力によりまして予想よりも減少が今減ってきてお

りますので、そういうことを考えると、この要因というのは、例えば国保の方の、1つは保険者数が減りましたということだけで考えていいんですかね。その分だけで減少しましたということでしょうか。何かちょっとそこがわかりにくいところがありますが。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 国保者数の被保険者数が減っているのは御存じだと思いますけれども、社会保険への切替えが結構増えているということで、一応認識しております。

○4番（福本 悟君） といいますのが、後のほうで出てきます341ページです。歳出の決算の出産育児一時金ということで、こちらも前年に比べると4件、令和2年の決算が13件、本年が9件ですので、国保から何らかに移動されて、例えば後期高齢とか社会保険とか、やはりそういうのも1つの要因かなというところで間違いないでしょうか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） おっしゃいますように、後期高齢者の移行、特に団塊の世代が回ってきますので、そっちの移行が極端に増えているということで今認識しております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、「令和3年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 認定第3号 令和3年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（池田浩二君） 日程第3、認定第3号、「令和3年度御船町介護保険事業特別会計歳

入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○福祉課長（西本和美君） 介護保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書を説明します。

364、365ページをお開きください。歳入。1款、保険料。1項、介護保険料。1目、第1号被保険者保険料。収入済額4億443万9,860円です。1節、現年度特別徴収保険料は年金天引きによるものです。3節、現年度分普通徴収保険料及び4節、過年度分普通徴収保険料は、納付書払によるものとなります。

2款、使用料及び手数料。1項、手数料。1目、総務手数料。収入済額4万6,000円。督促手数料です。

3款、国庫支出金。1項、国庫負担金。1目、介護給付費負担金。収入済額3億3,410万1,414円。2項、国庫補助金。1目、調整交付金。収入済額1億3,087万2,000円。366、367ページをお願いします。2目、介護保険事業費補助金。収入済額52万2,000円。3目、地域支援事業交付金（介護予防事業）。収入済額2,707万2,600円。4目、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）。収入済額1,465万6,105円。

4款、1項、支払基金交付金。1目、介護給付費交付金。収入済額4億7,245万5,000円。2目、地域支援事業支援交付金。収入済額1,921万6,000円。

5款、県支出金。1項、県負担金。368、369ページをお願いします。1目、介護給付費負担金。収入済額1億6,200万円。3項、県補助金。2目、地域支援事業交付金（介護予防事業）。収入済額889万6,625円。3目、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）。収入済額632万8,052円。

6款、財産収入。1項、財産運用収入。1目、利子及び配当金。収入済額9万361円。準備基金利子となります。

7款、繰入金。1項、一般会計繰入金。1目、介護給付費繰入金。収入済額2億3,062万8,000円。2目、その他一般会計繰入金。収入済額4,826万9,000円。370、371ページをお願いします。3目、地域支援事業繰入金（介護予防事業）。収入済額886万6,000円。4目、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）。収入済額628万8,000円。5目、保険基盤安定繰入金。収入済額3,283万3,000円。

8款、1項、1目、繰越金。収入済額1億1,096万6,137円。

10款、諸収入。372、373ページをお願いします。1項、サービス収入。1目、居宅支

援サービス費収入。収入済額918万7,830円。2項、1目、介護予防事業収入。収入済額39万7,450円。3項、延滞金、加算金及び過料。1目、第1号被保険者延滞金。2目、第1号被保険者加算金の収入はありません。4目、第1号被保険者延滞金過年分。収入済額11万4,000円。5項、雑入。374、375ページをお願いします。3目、雑入。収入済額196万8,762円。主なものは特定入所者介護予防サービス費返還金介護分です。

以上、介護保険事業特別会計、歳入合計は21億3,021万4,196円です。

376、377ページをお願いします。続いて歳出です。1款、1項、総務管理費。1目、一般管理費。支出済額2,756万4,381円。主なものは12節、委託料。介護保険電算システム保守委託料153万1,200円です。378、379ページをお願いします。

2項、徴収金。1目、賦課徴収金。支出済額124万1,017円。主なものは11節、役務費。通信運搬費89万2,000円、保険料納付書の郵送料などです。

3項、介護認定審査会費。1目、認定調査等費。支出済額1,068万9,273円。380、381ページをお願いします。主なものは11節、役務費。主治医意見書作成料417万8,900円です。2目、認定審査会共同設置負担金。支出済額479万3,000円。上益城広域連合に設置する要介護認定審査会の御船町負担金です。

2款、保険給付費。1項、1目、介護サービス等諸費。支出済額15億6,598万316円。

2項、1目、支援サービス等諸費。支出済額5,505万5,833円。

3項、その他諸費。1目、審査支払手数料。支払い済額198万7,824円です。382、383ページをお願いします。

4項、高額介護サービス等費。1目、高額介護サービス費。支出済額4,180万3,028円。2目、高額支援サービス費。支出済額3万800円です。

5項、高額医療合算介護サービス費等。1目、高額医療合算介護サービス費。支出済額699万7,383円。2目、高額医療合算介護予防サービス費。支出済額1万9,676円です。

7項、特定入所者介護サービス費等。1目、特定入所者介護サービス費。支出済額7,209万9,516円。2目、特定入所者支援サービス費。支出済額6万2,570円です。

3款、地域支援事業費。384、385ページをお願いします。1項、総務管理費。1目、一般管理費。支出済額661万9,015円。主なものは12節、委託料。介護予防支援プラン作成委託料213万3,320円です。

2項、介護予防日常生活支援総合事業。1目、介護予防生活支援サービス事業費。支

出済額5,076万1,949円。主なものは、386、387ページをお願いします。18節、負担金補助及び交付金。通所型サービス指定事業者分負担金1,251万3,557円です。388、389ページをお願いします。2目、一般介護予防事業費。支出済額1,732万8,676円。主なものは12節、委託料。地域介護予防活動支援事業等委託料1,178万1,359円です。

390、391ページをお願いします。3項、包括的支援事業・任意事業費。1目、包括的支援事業。支出済額2,724万4,306円。主なものは、392、393ページをお願いします。12節、委託料。生活支援コーディネーター設置委託料796万9,000円です。2目、任意事業。支出済額414万2,023円。主なものは12節、委託料。介護給付適正化事業委託料248万3,844円です。

394、395ページをお願いします。4款、1項、基金積立金。1目、介護給付費準備基金積立金。支出済額6,299万7,000円です。

5款、諸支出金。1項、償還金及び還付加算金。1目、第1号被保険者保険料還付金。支出済額38万1,023円。2目、償還金。支出済額4,890万1,713円。3目、第1号被保険者還付加算金の支出はありません。

396、397ページをお願いします。6款、1項、1目、予備費。予備費の支出はありません。

介護保険事業特別会計支出合計20億670万322円です。

398ページをお願いします。収入合計21億3,021万4,196円から支出合計20億670万322円を引いて、歳入歳出差引残高1億2,351万3,874円となります。

介護保険事業特別会計決算は以上です。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（田上英司君） 成果説明書の中で、これは教えていただきたいと思うんですが、介護認定審査会というものがございます。高齢者、この審査会等の訪問と、ドクターの意見書、そういうものがあって介護が認定されるということなのですが、この介護認定、その狭間におる人が、高齢者の老健施設等に入りたくても入れないということでございますが、要介護の2、3、4、5といういろいろ段階がありますけれども、町としては、個人情報もありますけれども、何人ぐらいいらっしゃいますか。

○福祉課長（西本和美君） 令和3年度末、令和4年度の3月末時点の認定者数をお知らせします。要介護1、306人。要介護2、167人。要介護3、139人。要介護4、133人。要介護

5、85人。その要介護1よりも少し介護の手間が少ない、要支援1、要支援2の方の人数もお知らせします。要支援1、154人。要支援2、102人。認定者合計で1,086人となっています。

○5番（田上英司君） ではまた、課長にお尋ねしますけれども、さっき言いました高齢者の老健施設等に入れるのは要介護幾つからですか。

○福祉課長（西本和美君） 要介護3からとなっております。

○5番（田上英司君） 要介護3からしか入所できないと、さっき言いました。それが入りたくても入れないという、その狭間にいらっしゃる方。どうしても、家族が面倒みらないかと。これはいつからなったんですかね。

○福祉課長（西本和美君） 要介護3という要件が付いた時期につきましては、私も空に覚えておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○5番（田上英司君） これで最後ですが、私が何を言いたいかと言いますと、私もかつて病院に勤めていた関係で知っているんですが、要介護2は入ってよかったんですよね、施設に。ところが入れないということで、住民の方々の相談ですよ。そういう相談を受けて、認定審査会が訪問される。それで、ドクターの意見書という順序がぱっと行って、思うどおりにいけばいいんですけど。そこの相談件数、狭間にいらっしゃる方たち、その相談というのは増えていきますか。

○福祉課長（西本和美君） 介護保険の認定を受けてサービスを利用なさっている方には、ケアマネージャーがケアプラン作成のために付いております。相談については、基本的にケアマネージャーが受けていらっしゃいますので、窓口で相談を受ける件数はとても少なくなっております。実際、介護の手間がとて多くてということで、この審査会の認定結果を見直してほしいという、そういう申請はあっております。

それから、今入所の件でお話がありましたが、例えば在宅でありながら、週に2～3日ショートステイを利用して、週のうち2日、3日を施設で過ごすという形で、何とか御家庭で支えていかれるという方も増えております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、「令和3年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

これより、2時30分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時17分 休 憩

午後2時30分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

執行部の発言を許します。

○福祉課長（西本和美君） 田上英司議員の質問にお答えいたします。

先ほど入所できる要件が定まったのはいつからかというお尋ねに対してです。平成27年4月の制度改正から実施されております。長く入所できる特別養護老人ホームについては要介護3から、また御入院の後、リハビリ等のためにしばらくおおむね3カ月程度利用なさる老人保健施設につきましては要介護1からという要件ができました。近年では、要介護度の縛りのない有料老人ホーム等を御利用される方も増えております。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 認定第4号 令和3年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（池田浩二君） 日程第4、認定第4号、「令和3年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） それでは、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

について、歳入から説明申し上げます。408、409ページをお願いします。1款、1項、後期高齢者医療保険料。1目、特別徴収保険料。収入済額1億1,023万7,000円です。2目、普通徴収保険料。収入済額5,231万3,800円です。

2款、使用料及び手数料。1項、手数料。1目、督促手数料。収入済額1万8,500円です。

3款、繰入金。1項、一般繰入金。1目、事務費繰入金。収入済額521万5,900円です。2目、保険基盤安定繰入金。収入済額6,766万5,639円です。

410、411ページをお願いします。4款、1項、1目、繰越金。収入済額1,547万670円です。5款、諸収入。1項、延滞金、加算金及び過料。1目、延滞員。収入済額2万9,900円です。2目、過料の収入はございません。2項、償還金及び還付加算金。1目、保険料還付金。収入済額13万4,400円です。2目、還付加算金の収入はございません。3項、受託事業収入。1目、後期高齢者医療広域連合委託事業収入。収入済額532万8,938円です。後期高齢者の医療広域連合からの健康診査と受託事業の収入となります。412、413ページをお願いします。4項、4目、雑入の収入はございません。

以上、収入合計2億5,641万4,747円となります。

引き続き歳出を説明申し上げます。414、415ページをお願いします。1款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費。支出済額489万6,940円です。人件費ほか、主なものとしまして、11節、役務費の通信運搬費111万4,828円となっております。2項、1目、徴収費。支出済額36万4,344円です。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金です。支出済額2億3,032万4,839円です。これは後期高齢者の医療保険料が増となった分を広域連合へ納付金としているので、納付金が増となっているものです。

416、417ページをお願いします。3款、保健事業費。1項、保健保持増進事業費。1目、健康診査費。支出済額464万238円です。後期高齢者の検査委託料です。2目、健康増進費。支出済額7万2,000円です。鍼灸・あんまの補助となっております。

4款、諸支出金。1項、償還金及び還付加算金。1目、保険料還付金。支出済額13万4,500円です。2項、還付加算金の支出はございません。2項、繰出金。1目、一般会計繰出金の支出もございません。

5款、1項、予備費。418、419ページをお願いします。1目、予備費の支出はございません。

以上、歳出合計 2 億 4,043 万 2,861 円となっております。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計の説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第 4 号、「令和 3 年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 認定第 5 号 令和 3 年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（池田浩二君） 日程第 5、認定第 5 号、「令和 3 年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○商工観光課長（河地克敏君） それでは、緑の村運営事業特別会計歳入歳出について説明いたします。428、429 ページをお願いします。まず歳入です。1 款、1 項、1 目、緑の村入場料。収入済額 275 万 50 円です。

2 款、1 項、1 目、緑の村施設使用料。収入済額 1,624 万 2,130 円です。

4 款、1 項、1 目、一般会計繰入金。収入済額 818 万 7,000 円です。同じく繰越明許。収入済額 401 万 5,000 円です。

430、431 ページをお願いします。5 款、1 項、1 目、繰越金。収入済額 254 万 1,732 円です。こちらは前年度からの繰越金です。

6 款、1 項、1 目、雑入。収入済額 111 万 8,130 円です。こちらはキャンプ用品等の販

売収入となっております。

以上、歳入合計、収入済額3,485万4,042円です。

続きまして、歳出に移ります。432、433ページをお願いします。1款、1項、1目、一般管理費。支出済額2,822万1,404円です。主な支出は、1節、報酬で、会計年度任用職員報酬、村長分になります。219万7,118円です。12節、委託料で、施設管理委託料1,073万7,050円です。434、435ページをお願いします。14節、工事請負費で、同じく工事請負費225万5,000円。こちらはキャンプ場の手洗い場改修工事となります。同じく星の森ヴィラセンターハウス自動ドア改修工事247万5,000円となっております。次に、1目、一般管理費。支出済額401万5,000円。こちらはディノパーク構想委託業務ということになります。

次に、2款、公債費。1項、1目、元金。支出済額153万8,046円です。こちらは、平成30年度に改修しました屋外トイレ整備に係る元金償還金です。次に2目、利子。支出済額1万1,871円。こちらにも同様に屋外トイレ整備に係る償還利子になります。

436、437ページをお願いします。4款、1項、1目、予備費については87万9,000円を一般管理費へ充当しています。

以上で、歳出合計、支出済額3,377万4,450円です。

以上で、緑の村運営事業特別会計の説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（井藤はづき君） 成果説明書の134ページに、ディノパーク御船整備事業として出てきていますけれども、まず、この成果説明書の手段のところに、事業化するか判断を行うため基本構想を策定するとあるんですが、どのような判断になったのかという説明と、この基本構想はもう策定しましたということですのでけれども、今回はしていないのでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

みふねディノパーク基本構想につきましては、実物大の動く恐竜を設置することで、恐竜に会えるキャンプ場を構想したものになります。今後、事業化するかしないかの検討をするために作成したものでございます。したがって、内容についてはまだどこにも周知していないということになりまして、事業化につきましても、まだ判断をしていないという状況になります。

9月議会、この議会が終了後、早い段階で議会の皆様方にお示しをしまして、よりよ

い知恵をいただきたいと今準備を進めているところです。

○2番（井藤はづき君） ではまだ判断までには至っていないというところですけども、何かいつまでに判断をするとか、そういった今後の目安となるスケジュール感というのはあるのでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

まだ具体的にスケジュール等は決めていない状態です。議会をはじめ、関係団体等から広く意見をいただいて進めていこうと考えているところです。

○2番（井藤はづき君） いつまでにするかしないかの判断をするとか、そこら辺は決めてから進められたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

本来であれば、いつまでに判断すると決めたほうが、確実に進んでいくと感じているんですけども、こちらで上げている事業費がかなりの額になりますので、十分検討しないとなかなか判断ができないかなと考えているところです。

○10番（田上 忍君） では、今の井藤議員の続きで、今、かなりの事業費と言われましたが、幾らぐらいを今見込んでいるんですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

事業の内容につきましては、3パターンほど考えておりますけれども、一番高い事業費になりますと9億円ほど必要になってくるかなというところで試算をしております。

○10番（田上 忍君） せっかくですから、その3パターンの、あと2パターンも幾らぐらいかお願いします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

そのほか、事業費につきましては、ちょっとまだ私も覚えておりませんので、最大で9億円ほどかかるという御理解でお願いいたしたいと思います。

○10番（田上 忍君） 覚えてないというのは、おかしい答弁ではないんですか。ということは、数字があるんでしょう。こうやって出せないということですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

まだ詳細な額につきましては、改めてお示ししたいと考えております。

○10番（田上 忍君） 詳細なことは聞いてないんです。大体どれぐらいと、さっきマックス9億円と言ったじゃないですか。もう1個のほうは7億円と、もう1個のほうは5億円と

か、それぐらい言えればいいんじゃないんですか。と思います。

では次、予算書でいきます。この歳入で、施設の使用料とあったんですけども、それぞれの施設でどれぐらいの利用があつて幾らだったと、これぐらいは出してほしいんですが。どうなっていますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

確かに、成果説明書には詳細な数字が載ってない状況であります。入場料につきましては、令和3年度が1万3,921人御利用いただいているところです。それから、緑の村の施設使用料です。キャンプ場ですけども、こちらは、申し訳ございません。入場料につきましては1万3,921人が入場されている状況です。

○10番（田上 忍君） いや、僕はそれは聞いてないです。この使用料ですよ。入場料はもうあそこに入った人でしょう。施設使用料、だから、星の森ヴィラが何人使って、幾らだった。キャンプ場はどれだけだったと、それを私は聞いているんです。

○商工観光課長（河地克敏君） 申し訳ございません。緑の村は入場料の人数だけですね、今確認しておりまして、キャンプ場利用の件数は確認しておりませんでしたので、後ほどお答えしたいと思います。大変申し訳ありません。

○10番（田上 忍君） 今回は決算議会で決算書でしょう。それぐらいはやはり手元にないというのはおかしいと思いますけれども、町長いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 大変申し訳ございません。ちゃんと準備しておくべきだと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 田上忍議員が今言われたように、私どもの一番の関心事は、このコロナ禍で入場者がどれぐらい推移しているのか、減っているというけれども。入場者数とか入場料金とか、また星の森ヴィラはどのように利用者がいるのか、そういうことを知りたいわけですよ。だから、決算書の成果というのは、そういうことを書いてください。少なくとも過去3年ぐらいの数字を出して、もうリフトの使用料など、これも大事でしょうけれども、こんなことよりも、私どもは全体の、どのような利用を今やっているのかということを知りたいわけですから。そういうことで、私も、長くなりますけれども、よく孫を連れて行きます。やはり少ないです。素晴らしい施設だし、コロナ禍でも感染リスクは低いし、そういうことで、ぜひ検討してください。お願いします。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、「令和3年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 認定第6号 令和3年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（池田浩二君） 日程第6、認定第6号、「令和3年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○環境保全課長（鶴野修一君） 公共下水道事業特別会計歳入歳出について、説明をいたします。448、449ページをお願いします。まず、歳入です。1款、分担金及び負担金。1項、負担金。1目、受益者負担金。収入済額3,318万9,220円。現年分の受益者負担金です。

次に、2款、使用料及び手数料。1項、使用料。1目、下水道使用料。収入済額1億3,648万8,330円。現年及び滞納繰越分の下水道使用料です。同じく、2項、手数料。1目、総務手数料。収入済額17万2,600円。督促手数料及び指定工事店登録手数料です。

次に、3款、国庫支出金。1項、国庫補助金。1目、土木費補助金。収入済額1,455万6,000円。社会資本整備総合交付金です。450、451ページをお願いします。同じく1目、土木費補助金繰越明許。収入済額1,787万9,000円。社会資本整備総合交付金繰越明許分です。

次に、4款、繰入金。1項、一般会計繰入金。1目、一般会計繰入金。収入済額1億8,012万7,000円です。

次に、５款、繰越金。１項、繰越金。１目、繰越金。収入済額1,431万896円です。前年度繰越金となります。同じく、１目、繰越金繰越明許。収入済額1,077万4,000円。前年度繰越金の繰越明許分となります。

次に、６款、諸収入。３項、雑入。１目、雑入。収入済額294万8,838円。消費税還付金です。

452、453ページをお願いします。７款、町債。１項、町債。１目、土木債。収入済額9,480万円。下水道事業債及び資本費平準化債です。同じく１目、土木債繰越明許。収入済額1,000万円。下水道事業債繰越明許分です。

以上、歳入合計、収入済額５億1,524万5,884円です。

続いて、歳出に移ります。454、455ページをお願いします。１款、総務費。１項、総務管理費。１目、一般管理費。支出済額4,008万1,707円です。主な支出は、７節、報償費の受益者負担金前納報償金828万320円。12節、委託料の公営企業会計等に係ります固定資産整備評価業務委託料693万円と、下水道使用料徴収検針委託料の326万5,936円です。

456、457ページをお願いします。２項、浄水センター管理費。１目、浄水センター管理費。支出済額9,174万8,807円です。458、459ページをお願いします。主な支出は12節、委託料の浄水センター維持管理業務委託料3,498万円と、浄水センター管理等耐震診断業務委託料1,099万4,485円です。同じく１目、浄水センター管理費繰越明許。支出済額583万円。主な支出は12節、委託料。下水道耐水化計画策定業務委託料538万円となります。

460、461ページをお願いします。２款、施設整備費。１項公共下水道費。１目、公共下水道建設費。支出済額3,502万6,966円です。主な支出は12節、委託料の下水道管路改築詳細設計業務委託料533万5,000円。14節の工事請負費の公共雨水柵設置工事21件分1,515万9,758円です。同じく１目、公共下水道建設費繰越明許。支出済額3,052万2,996円です。主な支出は12節、委託料の雨水管理総合計画策定業務委託料660万円。462、463ページをお願いします。14節、工事請負費の御船川右岸北木倉地区管渠築造工事1,686万6,300円です。

次に、３款、公債費。１項、公債費。１目、元金。支出済額２億5,393万2,297円。地方債償還金の元金となります。同じく、２目、利子。支出済額4,001万496円。地方債償還金の利子です。

次に、４款、予備費の支出はございません。

以上、歳出合計、支出済額 4 億9,715万3,269円です。

公共下水道事業特別会計の歳入歳出の説明は以上となります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

○9 番（福永 啓君） この繰入金がありますよね、一般会計から。その分で、下水道、今年大分減っているんですよね。その中で、基準内といいますか、そもそも下水道があることによって交付されている交付金があるわけです。それは、当然下水道会計に入らなければいけないと思うんですが、それは一般会計から来ているから繰入金になっている分があると思うんですよ。その部分の繰入金。それと、赤字補填的性格として、基準外といいますか、繰り入れられている繰入金。それぞれ幾らになりますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

令和3年度におけます一般会計からの繰入金約 1 億8,012万7,000円でございますけれども、その全額が基準内繰入金でございまして、基準外はございません。また、このうち、1 億2,000万円が御船町の普通交付税におけます基準財政需要額と算入されておりまして、残り6,000万円が一般財源となっております。

○9 番（福永 啓君） としますと、6,000万円が御船町下水道に関する赤字補填ではないんですけど、事業のために繰り入れているということと理解してよろしいのでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

赤字補填といいますと、基本的には基準外の繰入れというふうに処理しますので、当該繰入金 1 億8,000万円については、全てが基準内繰入金ということで、赤字補填ということではございません。

○9 番（福永 啓君） 事業は、この繰入れがされて事業を成立している部分があると思うんですが、今、この下水道事業の中で、新たに計画地域を広げることにはありましたが、過去に計画地域を削減することはなかったですよね。本来であれば、下水道にするのか。下水道はあくまでも手段ですので、造ることが目的ではありませんので、適切な方法の1つとして下水道があるわけなんです。今後、その下水道の計画等、それをどのように考えて、今収入と質との割合がちょっとアンバランスかなと。やはり全体的に会計上、決して健全ではないな、水道会計に比べてと思うんですが。その際、今後計画をどのようにしていけるおつもりでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

下水道事業につきましては、トイレの水洗化だけではなくて、台所また浴槽から輩出されます生活雑排水の処理に使用するもので、議員も御存じとは思いますが、下水道のほかに、合併処理浄化槽などで処理することが、今主流でございます。

この下水道事業については、今進めている、またこれから計画をする全体区域を含めて計画している地域もございますけれども、下水道事業としましては、今後、人口減少が進む中で、下水道事業を維持するために必要な人数というのは、しっかり維持していくということは必要だと考えております。

また、浄水センターの処理能力にまだ十分な余裕があること、また下水道事業の経営全体を考えたときには、今計画がある地域については御理解をいただきながら進めていくというのが基本的な原則だと思います。ただ、一方で、下水道事業につきましては、その受益者の負担金、それから宅内の引込みに要する工事が個人負担になることなど、個人負担を多くお願いする部分もありまして、この辺は住民のニーズをしっかりと聞きながら、拡大する場合には考えていかなければならないと考えております。

○9番（福永 啓君） 一つ一つを細かくお話をしていきますと、この決算の内容にそぐわないものも出てくるかと思うので、次回ぐらい、下水道は本当に大きな課題だと思っていますので、一般質問等で議論をしたいと思っています。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、「令和3年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 7 認定第 7 号 令和 3 年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（池田浩二君） 日程第 7、認定第 7 号、「令和 3 年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○総務課長（野口壮一君） 御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について、説明をいたします。474、475ページをお願いします。歳入です。1 款、分担金及び負担金。1 項、負担金。1 目、加入者負担金です。収入済額980万1,845円。加入者244件分です。2 目、撤去工事負担金。収入済額32万4,380円。3 目、移設負担金。収入済額100万5,560円です。

2 款、財産収入。1 項、財産運用収入。1 目、財産貸付収入。収入済額8,446万6,690円です。通信施設の貸付収入となります。

3 款、繰越金。1 項、繰越金。1 目、繰越金です。収入済額434万3,221円です。前年度からの繰越金になります。

494、495ページをお願いします。4 款、諸収入。1 項、雑入。1 目、雑入。収入済額はありません。

5 款、繰入金。2 項、一般会計繰入金。1 目、一般会計繰入金です。光ネット民間移行補助金に係る一般会計からの繰入金ですが、令和 4 年度繰越明許費での計上となりますので、収入はありません。

以上、歳入合計、収入済額9,994万1,696円です。

続きまして、歳出になります。478、479ページをお願いします。1 款、総務費。1 項、総務管理費。1 目、一般管理費。支出済額9,455万6,070円です。主なものは12節、委託料。施設補修委託料2,498万9,872円。引込工事設計委託料1,313万8,224円。13節、使用料及び賃借料の電柱等の借上料882万1,425円です。14節、工事請負費の引込工事請負費3,893万748円です。

480、481ページをお願いします。予備費。1 項、1 目、予備費については、充用を行っておりません。

以上、歳出合計、支出済額9,455万6,070円です。

令和３年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計の歳入歳出決算の説明は以上になります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 成果説明書で142ページ、光ネットは利用者数が年々増えていて、令和３年度もまた大分増えています。こういつて増えた原因というのはどういうものを考えていますか。

○総務課長（野口壮一君） 申込みの主な理由として、やはり１つは最近はコロナ禍によるテレワークあたりで申込みも増えているというのも要因の１つです。あと１つは、子どもたちのG I G Aスクールです。タブレットあたりで使用される場合もありますので、その分あたりで増えてきているというものも要因になっております。

○10番（田上 忍君） 何かキャンペーンをやったとか、それからB B I Qが一生懸命頑張ったからとかそういう原因もありますか。

○総務課長（野口壮一君） Q TはQ Tのほうで販売店を通して頑張っていらっしゃいますけど、実際は、来年の４月から民間移行しますので、それまでにはかなり事前説明をしたりと、町の広報にも載せてくださいということで、いろいろなものが町にも来ていますので、その辺で４月からの加入を促されていくというものになっています。

この議会でも、加入金それからもろもろ、かなり今よりも安くなりますので、その辺を表立ってP Rをされていくというものになっております。

○9番（福永 啓君） 今回の情報通信特会です。あと１回、これの会計が終わったら、これはもう会計は閉鎖ということになるかなと思うんです。そして、今回4,000万円ほど一般会計から繰り入れられております。そして、最終的に入ってくるお金もあると思うんです。それはここに１回入ってくるのか。売却する資産がありましたよね。その資産については、この特会の中に入ってくるのか、それとも別の一般会計か何かに入ってくるのか、それはどっちだったかわかりますか。わからない。

○総務課長（野口壮一君） すみません、はっきり記憶していませんけど、有償売却の金額のほうも議会にもお示ししているわけなんですけど、ちょっとそこは、後で答えさせていただきます。すみません。

○9番（福永 啓君） すみません、そのことは先に聞いておけばよかったんですけど、ごめんなさい。結局、今決算と次の決算で、最終的には清算ができるかなと思ったのでお聞き

いたしました。

それに加えて、先ほど、田上議員の質問の中にもあったんですが、私も町民の方から聞かれまして、「今、光に入りたい」と。「ちょっと待って」と言った方がいいのか、「今お願いしますよ」と言ったらいいのか、非常に迷うところなんです。具体的に手続としまして、今だったら、あと何カ月とか、5人ぐらいになるとかですね。12月になったらこうなるとか。何かそのようなまい具合に私たちが光に入りたいという人に対して、こうした方がいいよとアドバイスできるような何か方法はございますか。

○総務課長（野口壮一君） 現在、光ネットワークの申込みについては、町で受け付けているわけなんですけど、Q T netとの申し合わせにより、12月末までは町で受け付けをします。1月から先行の申込みということで、Q T netが1月から申込みを受け付けられます。今の段階でも、町として、来年の1月からQ T netが受付を始められますよと。その場合、やはり一番気になるのが、申込料金とかそういうものになりますので、もし、お急ぎでなければ、今の時点では1月からQ T netが始めますから、もし、Q T netも申込みをされても、工事自体は来年の4月以降から工事をするというところになっています。ですので、そこまで申込者が待てるということであれば、Q T netのほうを、今お勧めしていると。それ前までにどうしてもやはり設備を整えたいという申込者があれば、今、町で受け付けて処理をさせていただいているというところであります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、「令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり認定することに決定

しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 認定第 8 号 令和 3 年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について

○議長（池田浩二君） 日程第 8、認定第 8 号、「令和 3 年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○環境保全課長（鶴野修一君） 水道事業会計について御説明いたします。決算書 17 ページ、収益費用明細書をお願いいたします。なお、明細書の金額につきましては、消費税抜きで、備考欄の右側に消費税込みの額を表示しております。

それでは、収益的収入。1 款、水道事業収入。1 項、営業収入。1 目、給水収益。収入済額 2 億 6,424 万 2,384 円。各区域の水道料金です。同じく 2 目、そのほかの営業収益。収入済額 141 万 4,000 円。督促手数料及び給水装置工事関連手数料です。

次に、2 項、営業外収益。収入済額 2,741 万 4,355 円です。主な支出は 4 目、長期前受金戻入の 2,281 万 3,489 円です。

18 ページをお願いします。収益的収入合計は 2 億 9,307 万 739 円となります。

続いて、収益的支出です。19 ページをお願いします。1 款、水道事業費用。1 項、営業費用。1 目、原水及び浄水費。支出済額 3,164 万 7,380 円。主な支出は 8 節、動力機の揚水ポンプ動力費 1,798 万 468 円です。20 ページをお願いします。同じく 2 目、配水及び給水費。支出済額 3,134 万 3,468 円。主な支出は 4 節、修繕費の配水池施設及び配水管修繕費 2,385 万 8,796 円です。同じく 3 目、総係費。支出済額 4,079 万 9,762 円。21 ページをお願いします。主な支出は 14 節、委託料の 997 万 7,281 円のうち、量水器検針委託料が 591 万 1,281 円と、水道監視装置保守業務委託が 230 万円であります。23 ページをお願いします。4 目、減価償却費。支出済額 1 億 2,763 万 3,068 円。有形固定資産減価償却費です。5 目、資産減耗費。支出済額 265 万 4,190 円。量水器に係ります固定資産除去費であります。

次に、2 項、営業外費用。1 目、支払利子及び企業債取扱諸費。支出済額 2,527 万 94 円。企業債償還金利子です。

次に、3 項、特別損失。1 目、過年度損益修正損。支出済額 4 万 9,140 円。過年度分水道料金減免によります還付になります。

以上、収益的支出合計は 2 億 5,939 万 7,102 円です。

24ページ、資本費用明細書をお願いします。続いて、資本的収入。1款、資本的収入。3項、補償費。1目、補償費。収入済額666万6,696円。滝川、高木、木倉の配水管移設設計に伴う補償費となります。

同じく、4項、企業債。収入済額6,110万円。建設改良に係ります企業債です。

同じく、6項、加入金。収入済額1,246万3,000円、水道加入金となります。

以上、資本的収入合計は8,022万9,696円です。

25ページをお願いします。続いて資本的支出。1款、資本的支出。1項、建設改良費。1目、送配水工事費。支出済額9,515万966円。主な支出は5節、委託料のアセットマネジメント基本計画1,095万8,854円。6節、工事請負費の高木、木倉、小坂、滝尾の配水管及び送配水管の布設替え工事6,568万8,486円です。26ページをお願いします。同じく2目、機械及び装置等購入費。支出済額796万4,550円。主な支出は1節、機械装置購入費で688万8,000円です。

次に、2項、企業債償還金。1目、企業債償還金。支出済額1億2,010万698円。企業債償還金の元金となります。

以上、資本的支出合計が2億2,321万6,214円です。

水道事業会計についての説明は以上となります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 4ページです。資本的支出で建設改良費の予算額が1億9,100万円に対して、決算額が1億1,100万円、繰越不用額合わせて7,900万円です。執行率が58.32%となっております。非常に低い執行率になっていきますけれども、この理由の説明を求めます。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

この建設改良費の執行についてですけれども、今、議員から御指摘がありましたが、まず、この執行済額1億1,100万円のほかに、令和4年度に工事を3件繰越しをしております。右のほうに数字が出ていると思います。翌年度繰越額ということで、5,696万5,000円を令和4年度へ繰越ししておりますので、執行率は58よりも高いということになります。この繰越事業につきましては、小坂地区の布設替え工事、高木地区の布設替え工事、また木倉四宮橋の添架工事であります。

実際、不用額が執行残ということになりますので、この2,288万3,085円が不用額とい

うことで、執行をしていない金額になります。これの詳細につきましては、主には入札残ということになります。アセットマネジメント基本計画それから高木地区の配水管の布設工事、それから七滝地区の水源地の電気設備の改修工事における入札残ということになりますので、基本的には事業については執行しているということになります。

○1番（中城峯雄君） 確かに繰越額は5,600万円と、ただ、繰越しは何で繰越しをしたのかというのが、理由がはっきりわかりませんけど。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

この繰り越しました工事3件の理由としましては、小坂地区の布設替え工事が既存の舗装の厚さが想定より厚かったことに加えて、路盤等が改良されており、掘削に時間を要して繰越しをしております。また、高木の布設替え工事については、近接工事との調整が必要になりまして迂回路を確保する必要があったため、1工区の工事を待っての施工になって、工期が取れなくて、繰越しをしています。また、木倉の四宮橋の添架工事につきましては、この添架に係ります使用する部材の全国的な材料の不足を受けまして、資材調達に大幅に時間を要したことで、繰越しをしております。

○1番（中城峯雄君） 理由を言われましたけれども、これは私には後付けの理由としか思えませんよ。そんなのはちゃんと当初から、舗装の厚みがあるとかわかっているじゃないですか、迂回路を造らな何とか、それは後付けの理由ですよ。ただ、何でもこう言いますかという、私が一般質問で、40年以上経った老朽管が88.3キロありますと。早くしないと漏水が発生しますと。この布設替えした、布設替えが進んでいる影響で、有収率は年々上がっていますよね。だから、一刻も早くこれはしなければならぬのに、せっかく予算を取って、そして年度内に終わらない。次に繰り越しますと。これはもう済んだことですから、いろいろ今言ってもですね。でも、こういうことは事前に、予算を上げるときに現場調査はされるはずですから、そういったこともちゃんとして、少しずつしか進みません。うちの地区でも、甘木ですけども、小さな集落ですよ。3年にわたってしているんですよ。だから、投資額の目安は何ですかと聞きましたけれども、現場はそういう状況ですよ。だから、こういったことも、これから生かしてください。

○9番（福永 啓君） これは、先ほどの下水道と同じで、水道事業を行っていることにより、交付税の算定根拠に上がって、入ってきている交付税があると思います。ただ、一方で、この水道事業の中には、一般会計からの繰入金がないんです。前はあったんですが、ただ、

先ほど申しましたように、交付税に算定されている部分があるのではないかなと思うんですよ。その分が繰り入れられてないのではないかなと思うんですが、そうなのか。もしそうだとしたら、理由は何でしょう。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

水道事業会計につきましては、基本的には独立採算制を取っておりまして、交付税また一般会計からの繰入れというものは受け取っておりません。議員御指摘の交付税につきましては、私が承知している限りでは、簡易水道事業の受益人口といいますか、給水人口における交付税というものは、算入をされていると聞いております。その辺については、統合しました以降、水道事業には繰入れ等は行われていないというのが今の現状です。

○9番（福永 啓君） 実は、その部分が、一般質問でも気になった点なんです。では他町村はどうなのだと調べてみましたところ、一般会計からの繰入れは補助金等で繰入れがない市町村は、恐らく県内でなかったか、1つかあるかというところだと思うんです。どこでもそういう事情があって繰り入れていると。また、基準外繰入れ、赤字補填の繰入れをしているところも、県内を見渡せば恐らく半分以上あります。30ぐらいしていて18ぐらいあります。そういう事情がありますので、御船町は繰入れがゼロというのは、果たして適切なかどうかというところに、非常にちょっとわからなかったものでお聞きしたんですが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） 少し説明が足りませんでした。法定外繰入は、今の、現水道事業会計では繰入れは行われておりませんが、他町の事例としましては、消火栓とかそういういったもので、法定内繰入を繰り入れておられる水道事業会計はあります。ただ、今後布設替えを行うに当たって、こういった基準外の繰入れというものも選択肢の1つとしてはあると思いますが、今の状況では、当水道事業会計には繰入れは行われていないということでございます。

○9番（福永 啓君） 説明がよくわからなかったのは、前までは、これはできないんですよみたいな説明なんです。それはできないのであって、町の判断としてしないということだと思うんです。だから、しないのだったらなぜですかみたいな議論になってきますので、そこがちょっと根本が違ったかなと思ったので、今質問差し上げたところです。

これはまた長くなりますので、決算と離れてしまいますので、今日はこれぐらいにいたします。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第8号、「令和3年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

これより、3時40分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時32分 休 憩

午後3時40分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

執行部の発言を許します。

○総務課長（野口壮一君） 先ほど、福永議員から情報特会のときに、最終的に財産売り払った収入、お金についてということで、どこに受入先を作りますかという話だったと思いますが、来年の3月を目指して譲渡価格については固めていくという形になります。加入者負担金に譲渡価格が左右されますので、まだまだ固まってないという状況になります。

受入れの窓口として、まだ令和5年度あたりも、消費税の扱いあたりもどうなるかまだ今のところはっきりはしておりませんので、特別会計をすぐさま3月31日で廃止するかというのは、まだ今の状態では決まっておられません。ですので、来年3月末までにどう取り扱うというのは、その時点で議会にはお示しをしていきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） そうしますと、今決算、次の決算、その次のまで残る可能性があるかと。

仮に残った場合は、その中に入ってくることになりますよね。そして、わかりやすくなりますよ。もし3月で締めた場合は一般会計の中に入るとか、そういう形になると思いますので、そこは決まり次第御説明ください。

○商工観光課長（河地克敏君） 先ほど、田上忍議員からキャンプ場利用の件数をということでありましたので、改めて御回答させていただきます。

こちらが2種類ありまして、ヴィラのほうです。ドームハウスが547件になります。令和3年度の1年間です。それからテント泊、持ち込みテントでの宿泊が1,069件となっております。

○10番（田上 忍君） それで、このキャンプ場のほうは年々増えていっているというのですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

すみません、説明が少なく大変申し訳ありません。ヴィラのほうが令和2年から比べますと、令和2年が460件、令和3年が547件ですので、80件ほど増えている状況です。それからテント泊、持ち込みテント等での宿泊が、令和2年が740件、令和3年が1,069件となっておりますので、こちらは大幅に増加しているという状況になります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第14号 御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第9、議案第14号、「御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、「御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第15号 御船町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第10、議案第15号、「御船町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） 企業立地促進、この条例の改正を検討する際に、たびたび観光協会、商工会等からも出ておりました小規模店舗ですとか、そういう小さいお店、小さい個人事業者も利用できるような企業支援というのが必要ではないかという意見は、私も含め商工会のほうからも出ていたと思います。これについては、同時に検討はされなかったのですか。そして、なぜそっちのほうが優先されたか。そのあたりを御説明ください。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

先ほど福永議員がおっしゃったのは、中小企業振興基本条例の件かなと思いますけれども、そちらのほうも当課で協議して今進めているところではあります。

今回の条例と、なぜこちらを優先したのかということですが、T S M Cの進出を受けまして、半導体関連の企業のお話等も来ておりますので、そちらをぜひ本町に呼び込みたいという思いからこちらのほうを先行させて改正を提案しているところです。

○9番（福永 啓君） たびたび例に挙げておりますが、東川町です。ここは逆に大きな企業に対する補助金は大きなものではなくて、小さな、3分の1、100万円という補助金がありまして、ではなぜそれを先にしたんですかということをお聞きしたときに、「いやあ、小さな企業、個人事業者、そういう人が入ってくれたほうが町の活性化、移住定住に役立つからこちらをやりました。大きい企業は、ちょっと言い方は悪いけれども勝手にやりますから」みたいなことだったのですね。だから、そのような観点からも、これは大変重要な施策だと思いますので、ぜひ同じように早急に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

確かに、中小企業で売上げを上げていらっしゃる企業等もたくさんあります。今回は、

基本的にはそれぞれに、全てに補助金を交付できればそれが一番いいんですけども、そういうことも現実的ではありませんので、今回、一定の線引きをさせていただいたということになります。

議員がおっしゃいました中小企業の振興につきましては、また別枠で考えていく必要があるのかなと考えているところです。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、「御船町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第16号 御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第11、議案第16号、「御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、「御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第17号 財産の取得について

○議長（池田浩二君） 日程第12、議案第17号、「財産の取得について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（井藤はづき君） バasketボールゴールということで2,700万円ほど契約金額等出ていますけれども、これは前のものと大体同じ機能のものということでこの間説明を受けたんですが、前のものが大体幾らぐらいだったかとかはわかりますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

これはもう体育館ができたときに設置されたものですから20年以上経っています。金額については、変更というか、ありますけど、仕様については同じものであります。

○2番（井藤はづき君） どのくらい変わったのかなと思ったんですけど。何ですかね、同じ機能のもので揃えとした理由は何でしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今回のBasketボールゴールの内容につきましては、公式の大会を開催するためにはこのような仕様が必要になっております。これまでも、御船町のスポーツセンターは立地条件に恵まれまして、県内から多数の大会を開催しておりましたので、公式の大会を開催するために、この仕様が必要だということで、今回購入をしております。

○2番（井藤はづき君） 例えば、もっといいものにしようとかという検討はなされたのかというのをお願いします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今のアリーナにはもう1基まだ古いのがありますので、レベル的には同等で2面一緒に使いますので、同じ機能にしとかなないと、片方だけ機能が上がるとか、そういうことは考えておりませんでした。

○3番（宮川一幸君） この契約についてお伺いします。これは当初予算で計上されていたと思いますが、今に契約になった理由を。私からすると、ちょっと遅いなと思ったんですけ

ど。その経緯を教えてください。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

確かに、当初で付いておりました。入札の準備に当たって、仕様書等の作成に多大な時間を要したために、今回の入札となりました。

○3番（宮川一幸君） 今、多大な時間を要したという形で言われたんですが、もう結局予算を計上する時点でバスケット器具についてはもう故障が発覚していたので、そういった準備はもうできているものという形で思っております。結局、納品工期が来年の2月28日、結局丸々1年ぐらいバスケットの大会があそこでは開けないという形になります。

8月に、バスケット協会で大会をしたんですが、結局あそこは使われずに小学校を借りたりとかして、結局1日で終わるのが2日にかけて大会を開催したという経緯もありますので、こういった感じで、予算がもし付いているなら、本当、迅速に発注をかけていただきたいと思います。

今回、T Oセットは2セットという形でモルテン製を入れているんですが、セノーとモルテンと、リング関係がセノー製で、T O関係の、このスタンダード標準枠とか、いろいろいっぱいあるんですが、そういったのについては、今度はモルテン製という形であるんですが、リングとの電光掲示板の互換性は大丈夫なのでしょうか。お伺いします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

互換性については、メーカーのほうというか、問題ないと報告を受けております。

○3番（宮川一幸君） では、今のところ納期日は2月28日、2月末という形になっているんですが、少しでも早目に入る予定はあるんでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

このバスケットボールゴールの付属品の電光掲示板である、これは昨今の半導体不足で非常に今製造が逼迫している状態であります。一応メーカーには問い合わせはしておりますが、大体2カ月半ぐらいの製造であろうということなんですが、今後、御承認いただいた後に発注はかけますが、大体、それでいきますと10月中旬ぐらいになる。そしてそれから運搬をして設定をすると、11月初めか11月中旬ぐらいまでにはですね。すみません、2カ月ですので、12月の初旬ぐらいまでにはどうにか使われるように、努力していきたいとは考えております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号、「財産の取得について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時58分 散 会